

養老町中長期財政計画

(令和4年度～令和12年度)

令和4年3月

はじめに

本町では、『第2次養老町行政経営改革プラン』（計画期間：平成30年度から令和4年度まで）において、これまでの行財政改革の取り組みの成果を踏まえ、住民が満足度の高いサービスを受けることができるよう、より簡素で効果的・効率的な行政経営を行う必要があるため、9つの基本方針を定めています。その中で、基本方針「計画的な財政経営」では、財政の健全化を図り、計画に基づいた予算編成を行うために平成25年度に策定した中長期財政計画（平成26年度から令和3年度まで）の進行管理を行ってきました。

また、令和3年3月には、『養老町まちづくりビジョン』（計画期間：令和3年度から令和12年年度まで）を策定し、“人と地域を結ぶまちづくり”の基本理念のもと、将来像である「人があつまり 楽しく生きがいのあるまち」の実現にむけて、新たにスタートしました。

国内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果等により持ち直し傾向が続いていくことが期待されます。

地方財政は、こうした中において、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の減少が見込まれる一方、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、財源不足が生じ、厳しい地方財政運営が続くことが見込まれています。

今後、地方自治体の財政構造は、地域経済において景気が十分に回復していないこと、今後の収入が不透明なことなどから、税収入の増加を見込むことはできない一方、社会保障関係費や公共施設の改修といった普通建設事業費等の増加が見込まれるため、財政が硬直化していくことが懸念されます。

このような社会情勢にあっても、『養老町まちづくりビジョン』の実現におけた持続可能な財政構造を構築し、重点施策の着実な実施を担保するために、より一層の経費節減に努めるなど、引き続き財政の健全運営に努めていく必要があるため、新たな財政計画（計画期間：令和4年度から令和12年度まで）を推計策定することとしました。

目次

I 町の強み・弱み	1
はじめに～類似団体とは～	1
1. 養老町の類似団体(評価対象)	2
2. 比較指標の一覧	3
3. 水準評価の方法	5
4. 人口の推移と長期推計	6
5. 類似団体比較分析	7
(1) 年齢3区分別人口	7
(2) 人口の状況	9
(3) 世帯の状況	10
(4) 人口動態の状況	11
(5) 就業の状況	12
(6) 農業の状況	13
(7) 商工業の状況	14
(8) 行財政等の状況	15
6. 県内自治体比較分析	17
(1) 年齢3区分別人口割合	17
(2) 産業分類別就業者割合	20
(3) 人口動態の増減率	23
7. 評価のまとめ	25
II 財政推計	26
1. 財政指標の推移	26
(1) 歳入・歳出の状況	26
(2) 各種指標の推移	28
(3) 基金の推移	29
2. 市町村民所得	30
3. 財政推計	31
(1) 推計の前提	31
(2) 推計の条件	32
(3) 歳入の推計条件	33
(4) 歳出の推計条件	34
(5) 中長期財政計画	35
III 財政運営の方向	37
1. 財政の持続可能性の確保	37
2. 財政運営の原則	38
3. 今後対応すべきこと	39
(1) 安全性の確保	39
(2) さまざまな諸課題の顕在化への対応	39
(3) 社会のデジタル化への対応	40
4. 留意すべき事項	41
(1) まちづくりビジョンのPDCAとBPR	41
(2) 業務量調査の活用	41
(3) BPRについて	42

I 町の強み・弱み

はじめに～類似団体とは～

国は全国の市区町村を「指定都市」「中核市」「施行時特例市」「特別区」「一般市」「町村」に分類した上で、さらに「一般市」「町村」を下表のとおり人口規模と産業構造に応じ、一般市を16類型、町村を15類型に区分しています。そのなかで同じ類型区分に属する地方公共団体を『類似団体』といいます。

類似団体の分類は人口減少等の影響もあり、年度ごとに変わることがあり、令和2年4月1日現在では養老町の類似団体区分は「町村V-1」となり、46団体が該当しています。

(一般市)

産業構造		Ⅱ次、Ⅲ次 90%以上		Ⅱ次、Ⅲ次 90%未満	
		Ⅲ次 65%以上	Ⅲ次 65%未満	Ⅲ次 55%以上	Ⅲ次 55%未満
人口	0 以上～ 50,000 未満	I-3	I-2	I-1	I-0
	50,000 以上～ 100,000 未満	Ⅱ-3	Ⅱ-2	Ⅱ-1	Ⅱ-0
	100,000 以上～ 150,000 未満	Ⅲ-3	Ⅲ-2	Ⅲ-1	Ⅲ-0
	150,000 以上～	Ⅳ-3	Ⅳ-2	Ⅳ-1	Ⅳ-0

(町村)

産業構造		Ⅱ次、Ⅲ次 80%以上		Ⅱ次、Ⅲ次 80%未満
		Ⅲ次 60%以上	Ⅲ次 60%未満	
人口	0 以上～ 5,000 未満	I-2	I-1	I-0
	5,000 以上～ 10,000 未満	Ⅱ-2	Ⅱ-1	Ⅱ-0
	10,000 以上～ 15,000 未満	Ⅲ-2	Ⅲ-1	Ⅲ-0
	15,000 以上～ 20,000 未満	Ⅳ-2	Ⅳ-1	Ⅳ-0
	20,000 以上～	V-2	V-1	V-0

1. 養老町の類似団体(評価対象)

No.	都道府県	町村名	No.	都道府県	町村名
1	青森県	おいらせ町	28	岐阜県	池田町
2	宮城県	加美町	29	静岡県	長泉町
3	山形県	高畠町	30	静岡県	吉田町
4	山形県	庄内町	31	愛知県	大口町
5	福島県	会津美里町	32	愛知県	阿久比町
6	福島県	西郷村	33	愛知県	東浦町
7	茨城県	茨城町	34	愛知県	武豊町
8	茨城県	境町	35	愛知県	幸田町
9	栃木県	上三川町	36	三重県	東員町
10	栃木県	益子町	37	三重県	菰野町
11	栃木県	高根沢町	38	滋賀県	日野町
12	栃木県	那須町	39	滋賀県	愛荘町
13	群馬県	大泉町	40	京都府	与謝野町
14	群馬県	邑楽町	41	兵庫県	多可町
15	埼玉県	上里町	42	兵庫県	稲美町
16	埼玉県	寄居町	43	香川県	多度津町
17	千葉県	横芝光町	44	福岡県	苅田町
18	神奈川県	愛川町	45	熊本県	大津町
19	富山県	上市町	46	鹿児島県	さつま町
20	富山県	入善町			
21	石川県	志賀町			
22	福井県	越前町			
23	長野県	箕輪町			
24	岐阜県	養老町			
25	岐阜県	垂井町			
26	岐阜県	揖斐川町			
27	岐阜県	大野町			

2. 比較指標の一覧

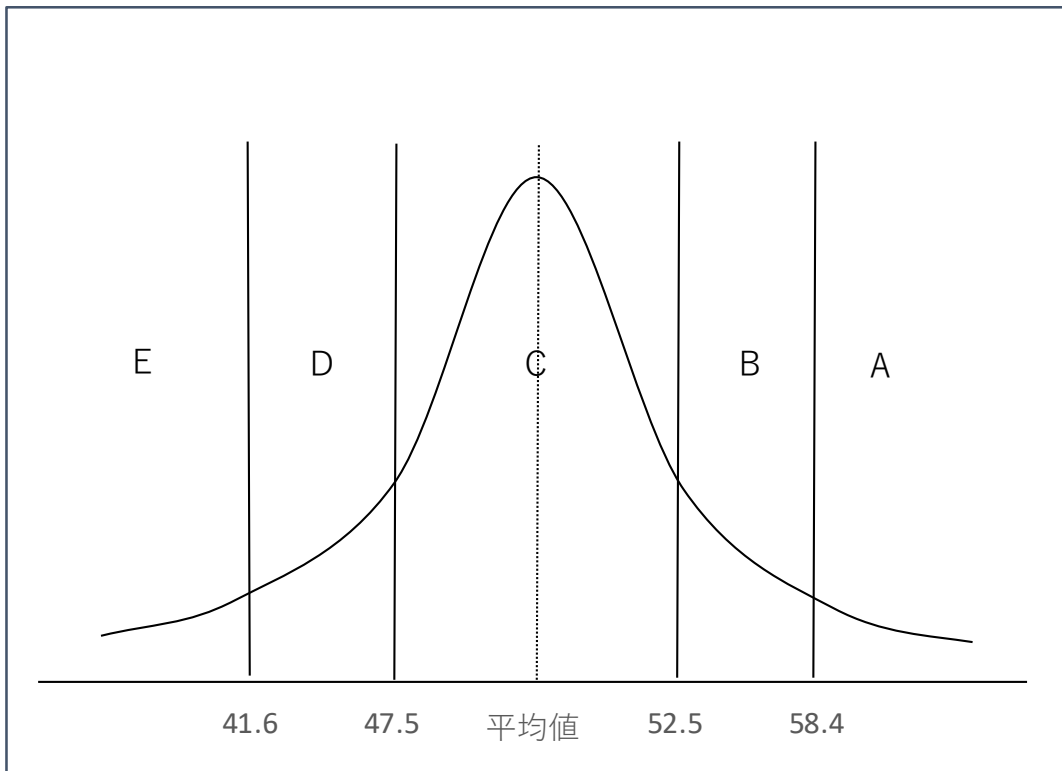
指標名	説明	出典	調査時点 又は期間
総人口	「常住人口」、調査時に当該居住に3ヶ月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者の人口。外国人等も含む。	総務省統計局 「国勢調査」	各年 10月1日
年齢3区分人口	人口の年齢構造の特色を明らかにするために、(1) 15歳未満人口、(2) 15歳から64歳人口、(3) 65歳以上人口、の年齢区分に分けた人口。	総務省統計局 「国勢調査」	令和2(2020)年 10月1日
人口増減率	平成22(2010)年調査から平成27(2015)年調査の間に増加あるいは減少した人口の割合。	総務省統計局 「国勢調査」	平成27(2015)年 10月1日
平均年齢	平均年齢=(総年齢/総人口)+0.5 ※総年齢=年齢(各歳)×各歳別人口(調査日前日による満年齢)	総務省統計局 「国勢調査」	平成27(2015)年 10月1日
昼夜間人口比率	常住人口100人当たりの昼間人口の割合。 常住人口に他の地域から通勤してくる人口を足し、さらに他の地域へ通勤する人口を引いたもの。	総務省統計局 「国勢調査」	平成27(2015)年 10月1日
一般世帯	住居と生計を共にしている人々の集まり又は1戸を構えて住んでいる単身者。(一般世帯と居住を共にする単身の住み込みの雇人は人数に関係なくすべて雇主の世帯に含める。)間借り・下宿などの単身者。会社などの独身寮の単身者。	総務省統計局 「国勢調査」	令和2(2020)年 10月1日
女親と子供からなる世帯	未婚、死別又は離別の女親とその未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯。	総務省統計局 「国勢調査」	令和2(2020)年 10月1日
男親と子供からなる世帯	未婚、死別又は離別の男親とその未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯。	総務省統計局 「国勢調査」	令和2(2020)年 10月1日
高齢単身世帯	65歳以上の者1人のみの一般世帯(他の世帯員がいないもの)。	総務省統計局 「国勢調査」	令和2(2020)年 10月1日
高齢夫婦世帯	夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの世帯(他の世帯員がいないもの)。	総務省統計局 「国勢調査」	令和2(2020)年 10月1日
労働力人口	15歳以上の人について、調査年の9月24日から30日までの1週間に「仕事をしたかどうかの別」を調査した結果のうち、「就業者」及び「完全失業者」を合わせた人口。	総務省統計局 「国勢調査」	平成27(2015)年 10月1日
第1次産業就業者	農業、林業、漁業就業者。	総務省統計局 「国勢調査」	平成27(2015)年 10月1日
第2次産業就業者	鉱業、建設業、製造業就業者。	総務省統計局 「国勢調査」	平成27(2015)年 10月1日
第3次産業就業者	電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)、公務(他に分類されないもの)の就業者。	総務省統計局 「国勢調査」	平成27(2015)年 10月1日
転入者数	平成27(2015)年～令和元(2019)年において、他の市区町村又は国外から転入し転入届により住民票に記載された者の数の平均。	総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」	1月1日から 12月31日
転出者数	平成27(2015)年～令和元(2019)年において、他の市区町村又は国外に転出し転出届により住民票を削除された者の数の平均。	総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」	1月1日から 12月31日
社会増減率	平成27(2015)年～令和元(2019)年において、各前年末日の人口に対する社会増加数の平均の割合。	総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」	1月1日から 12月31日
出生数	平成27(2015)年～令和元(2019)年において、出生の届出又は通知により新たに住民票に記載された者の数の平均。	総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」	1月1日から 12月31日
死亡数	平成27(2015)年～令和元(2019)年において、死亡の届出又は通知により住民票を削除された者の数の平均。	総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」	1月1日から 12月31日
自然増加率	平成27(2015)年～令和元(2019)年において、各前年末日の人口に対する自然増加数の平均の割合。	総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」	1月1日から 12月31日

指標名	説明	出典	調査時点 又は期間
推計人口指数	平成 27(2015)年の 65 歳以上人口を 100 としたときの令和 27(2045)年の 65 歳以上人口の指数。	国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成 30(2018)年 3 月推計)」	-
総農家数	経営耕地面積が 10a 以上又は農産物販売金額が 15 万円以上の世帯	農林水産省「農林業センサス」	平成 27(2015)年 2 月 1 日
農地面積	調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地(けい畔を含む田、樹園地及び畑)をいい、自ら所有し耕作している耕地(自作地)と、他から借りて耕作している耕地(借入耕地)の合計。	農林水産省「農林業センサス」	平成 27(2015)年 2 月 1 日
専業農家数	農家のうち、世帯員のなかに兼業従事者(1 年間に 30 日以上他に雇用されて仕事に従事した者または農業以外の自営業に従事した者)が 1 人もいない農家。	農林水産省「農林業センサス」	平成 27(2015)年 2 月 1 日
農業産出額	日本標準産業分類に属する事業所から生産される農産物(山林用苗木を含み、きのこ類の栽培及び蚕種の生産を除く。)及び加工農産物の産出額の推計値。	農林水産省「市町村別農業産出額(推計)」	令和元年度
卸売業・小売業 事業所数	経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているもの。 ①一定の場所(1 区画)を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。 ②従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。	経済産業省「経済センサス-活動調査」	6 月 1 日
卸売業・小売業 従業者数	当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者とする。	経済産業省「経済センサス-活動調査」	6 月 1 日
年間商品販売額	平成 27 年の 1 年間の当該事業所における有体商品の販売額。土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含まない。	経済産業省「経済センサス-活動調査」	6 月 1 日
工業事業所数	一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているもの。	経済産業省「工業統計調査」	6 月 1 日
工業従業者数	当該事業所で働いている人をいう。他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人(送出者)、臨時雇用者は従業者に含めない。	経済産業省「工業統計調査」	6 月 1 日
製造品出荷額等	平成 30 年 1 年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他収入額の合計で、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額。	経済産業省「工業統計調査」	6 月 1 日
財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値。	総務省「財政状況資料集」	令和元年度
経常収支比率	地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当されたものが占める割合。	総務省「財政状況資料集」	令和元年度
人口 1 人当たり人件費・ 物件費等決算額	人口 1 人当たりの人件費・物件費等決算額。	総務省「財政状況資料集」	令和元年度
将来負担比率	地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。	総務省「財政状況資料集」	令和元年度
実質公債費比率	当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去 3 年間の平均値で、借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を表す指標。	総務省「財政状況資料集」	令和元年度
人口千人当たり職員数	人口 1,000 人当たりの職員数。	総務省「財政状況資料集」	令和元年度
ラスパイレス指数	国家公務員行政職俸給表の適用者の俸給月額を 100 とした場合の地方公務員一般行政職の給与水準。	総務省「財政状況資料集」	令和元年度

3. 水準評価の方法

評価対象は養老町の類似団体のうち村を除き町のみとし、指標ごとに類似団体における平均値を求め、この平均値と比較して養老町がどの水準にあるかを判定します。

評価方法は、当該団体の偏差値を求め、偏差値が下図に示す正規分布に従っていると仮定し、釣鐘型の面積がそれぞれ 20%となるよう5等分し、当該町の偏差値がどの範囲に入っているかによって水準を判定します。



《水準判定符号の見方》

符号	評価（平均に比べ相対的に）
A	高水準
B	やや高水準
C	平均的
D	やや低水準
E	低水準

《偏差値の算出式》

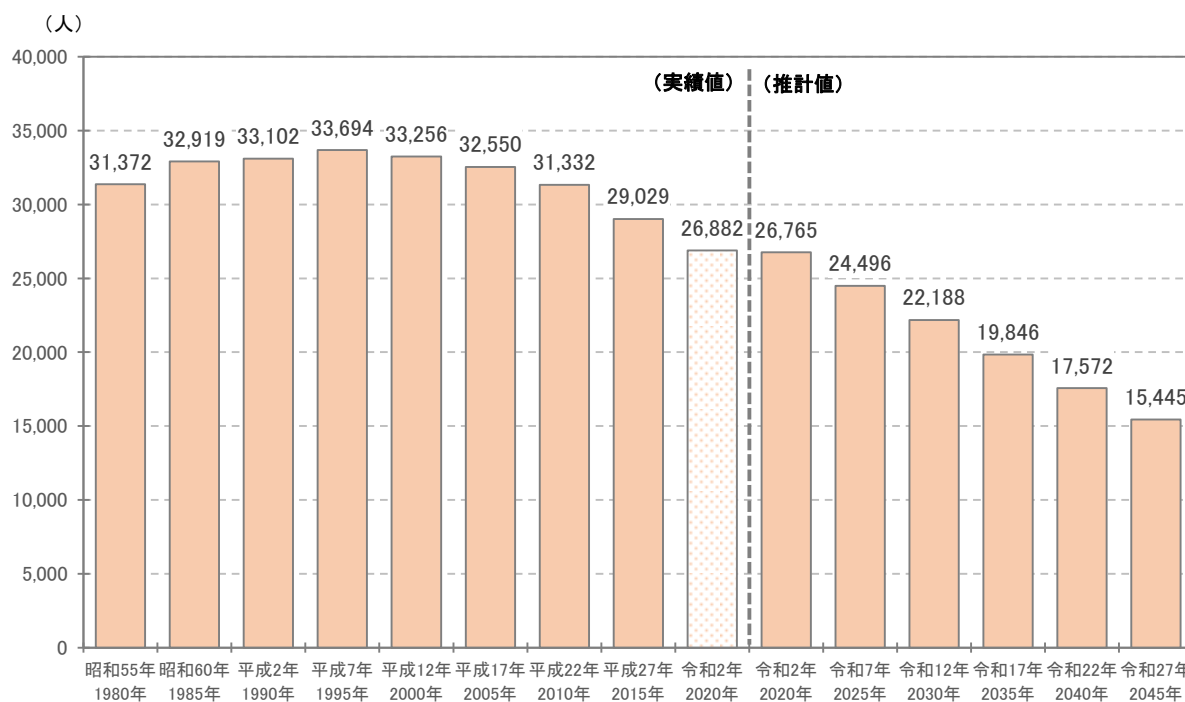
$$\frac{10 \times (\text{当該都市の値} - \text{地域内都市平均値})}{\text{標準偏差}} + 50$$

※偏差値とは、ある数値が全体の中でどの位置にあるかを表す数値で、平均値が 50、標準偏差（バラツキ）が 10 となるように基準化したもの。

4. 人口の推移と長期推計

養老町の人口は、国勢調査によると平成7(1995)年の 33,694 人をピークとして以降、減少を続けており、令和2(2020)年の国勢調査では、26,882 人となっています。また、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計では、今後も人口は減少を続け、約 25 年後の令和 27(2045)年には 15,445 人まで減少すると見込まれています。

【総人口の推移】



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」

※グラフ中、令和2年の実績値は国勢調査結果であり、推計値は平成30年の国立社会保障・人口問題研究所による推計値です。これによれば、当時の推計よりは人口減少が進んでいないことになります。

なお、令和2年の国勢調査の人口等基本集計は、令和3年11月に発表され、就業状態等基本集計は令和4年5月に発表される予定となっています。

また、令和2年の国勢調査結果による国立社会保障・人口問題研究所の将来推計値については、平成27年の国勢調査後の平成30年に公表されていることから、現在のところ新しい推計値の公表時期は不明です。

5. 類似団体比較分析

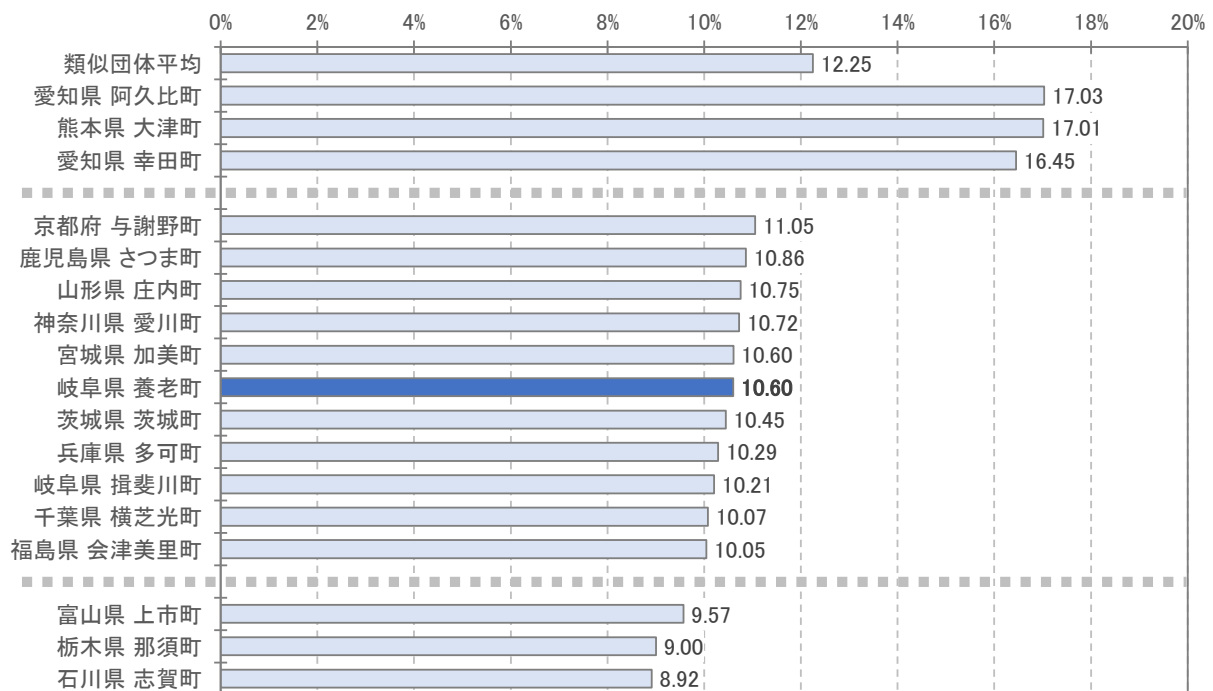
(1) 年齢3区分別人口

人口についての評価をみると、「15歳未満人口」、「15～64歳人口」はやや低くなっていますが、「65歳以上人口」が高くなっています。

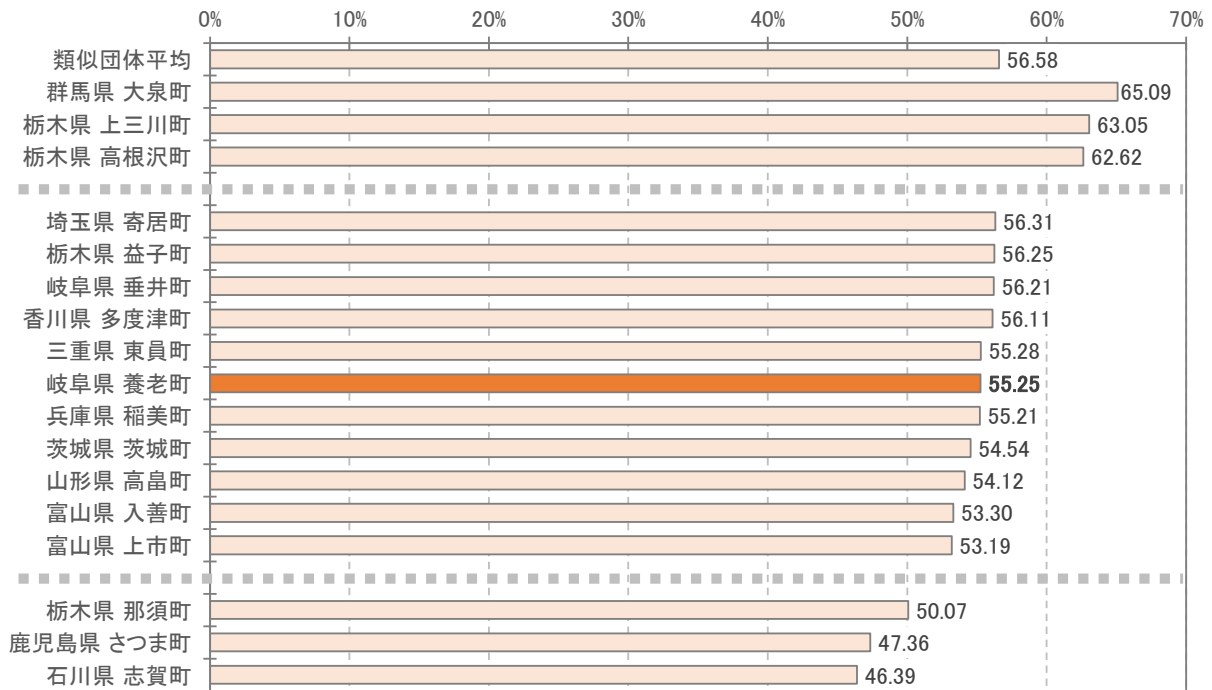
また、人口割合では、「65歳以上人口割合」は15位となっており、類似都市平均を2.98ポイント上回っています。

	総人口	15歳未満人口	15～64歳人口	65歳以上人口	15歳未満人口割合	15～64歳人口割合	65歳以上人口割合
	2020年	2020年	2020年	2020年	2020年	2020年	2020年
	人	人	人	人	%	%	%
養老町	26,882	2,849	14,853	9,180	10.60	55.25	34.15
類似団体平均	27,423	3,434	15,750	8,239	12.25	56.58	31.17
順位(降順)	18/46	26/46	18/46	13/46	36/46	30/46	15/46

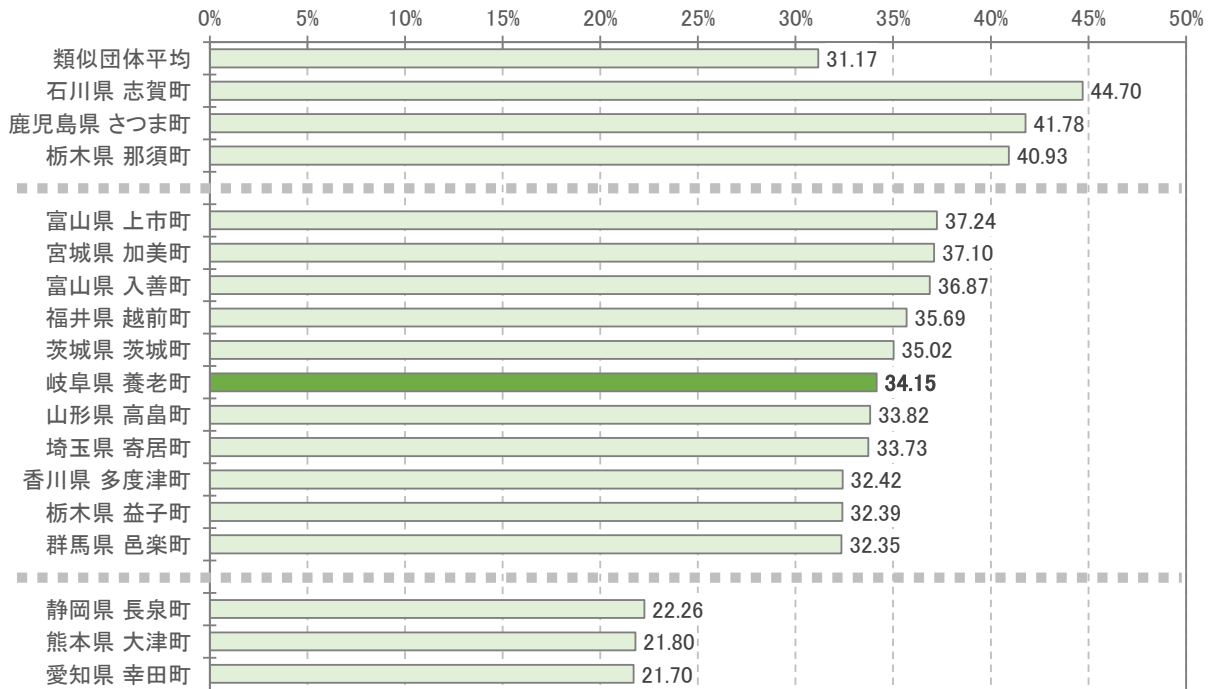
【15歳未満人口割合】



【15～64 歳人口割合】



【65 歳以上人口割合】



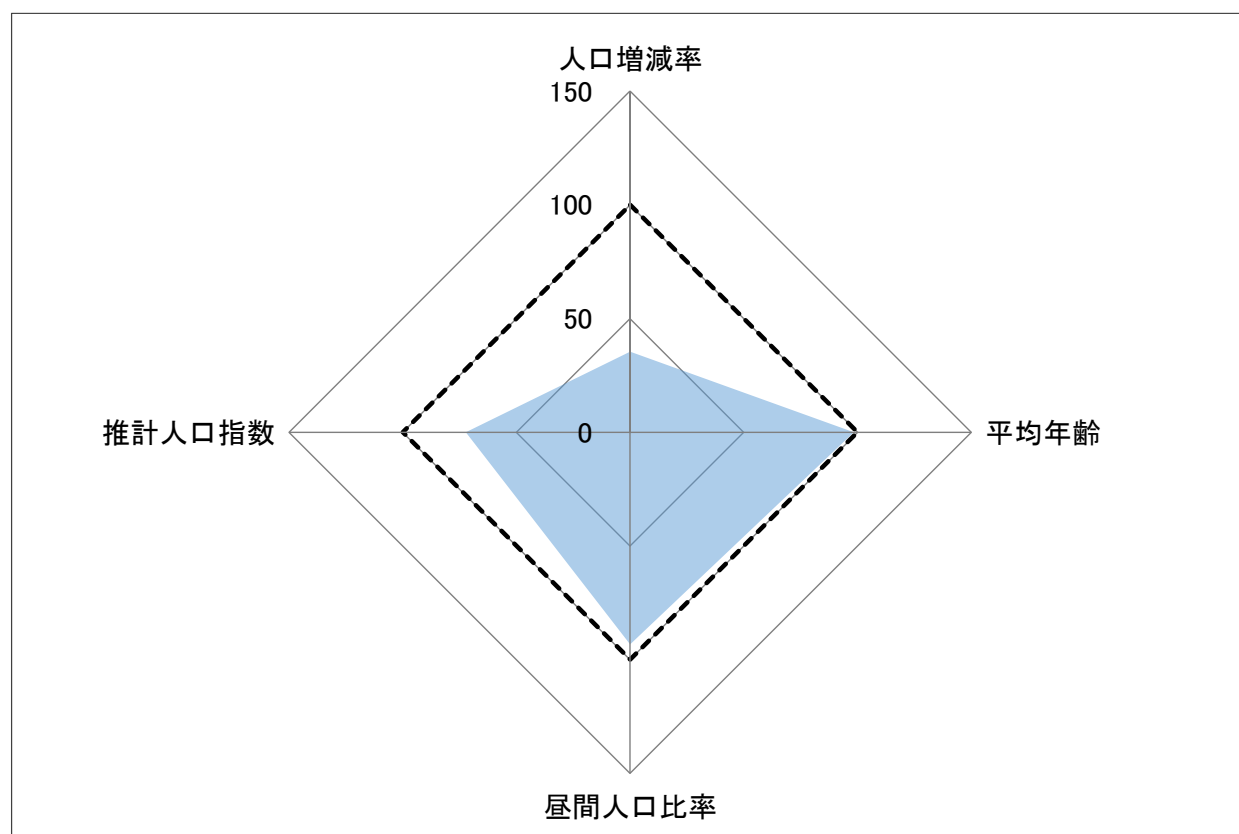
(2) 人口の状況

人口等に関する状況についての評価をみると、「平均年齢」では類似団体平均をやや上回る程度ですが、「昼夜間人口比率」「推計人口指数(2015年対)」では類似団体平均よりも低くなっており、「人口増減率」はさらに低くなっています。

	人口増減率	平均年齢	昼夜間人口比率	推計人口指数 (2015年対)
	2015年	2015年	2015年	2045年
	%	歳	%	指数
養老町	-7.35	47.91	87.55	53.21
類似団体平均	-2.60	47.15	93.84	73.6
偏差値	38.7	47.6	44.3	37.7
評価判定	E	C	D	E
順位(降順)	42/46	29/46	30/46	41/44

※推計人口指数は福島県の類似団体(2団体)を除く。

【人口の状況】



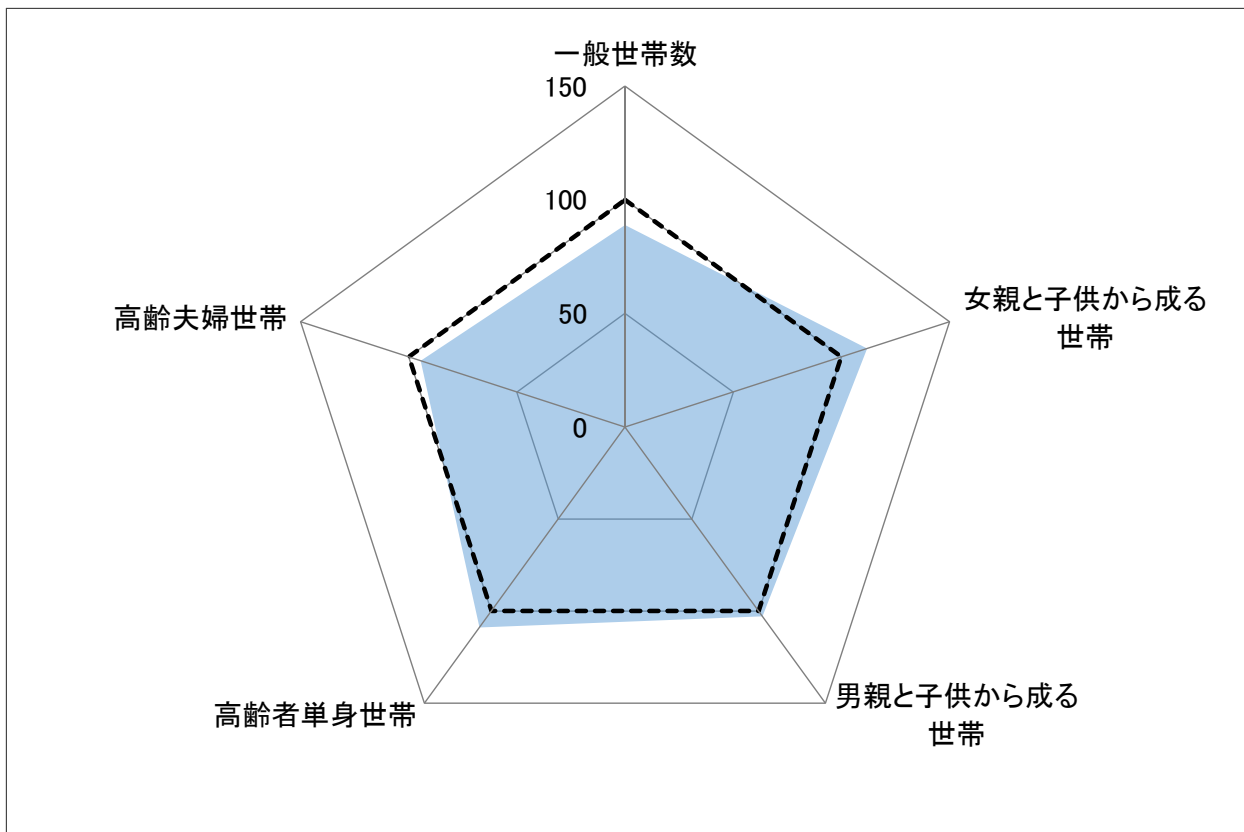
※評価対象の類似団体平均値を100としたときの指数

(3) 世帯の状況

世帯の状況についての評価をみると、「一般世帯数」は類似団体平均よりやや少なくなっています。「女親と子供から成る世帯」「高齢単身者世帯」「高齢夫婦世帯」については、類似団体平均より少なくなっており、「男親と子供から成る世帯」はやや多くなっています。

	一般世帯数	女親と子供から成る世帯	男親と子供から成る世帯	高齢単身者世帯	高齢夫婦世帯
	2020年	2020年	2020年	2020年	2020年
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
養老町	9,380	704	167	1,003	1,455
類似団体平均	10,551	799	172	1,101	1,379
偏差値	46.8	53.7	50.8	52.6	48.3
評価判定	D	B	C	B	C
順位	23/46	25/46	29/46	24/46	29/46

【世帯の状況】



※評価対象の類似団体平均値を100としたときの指数

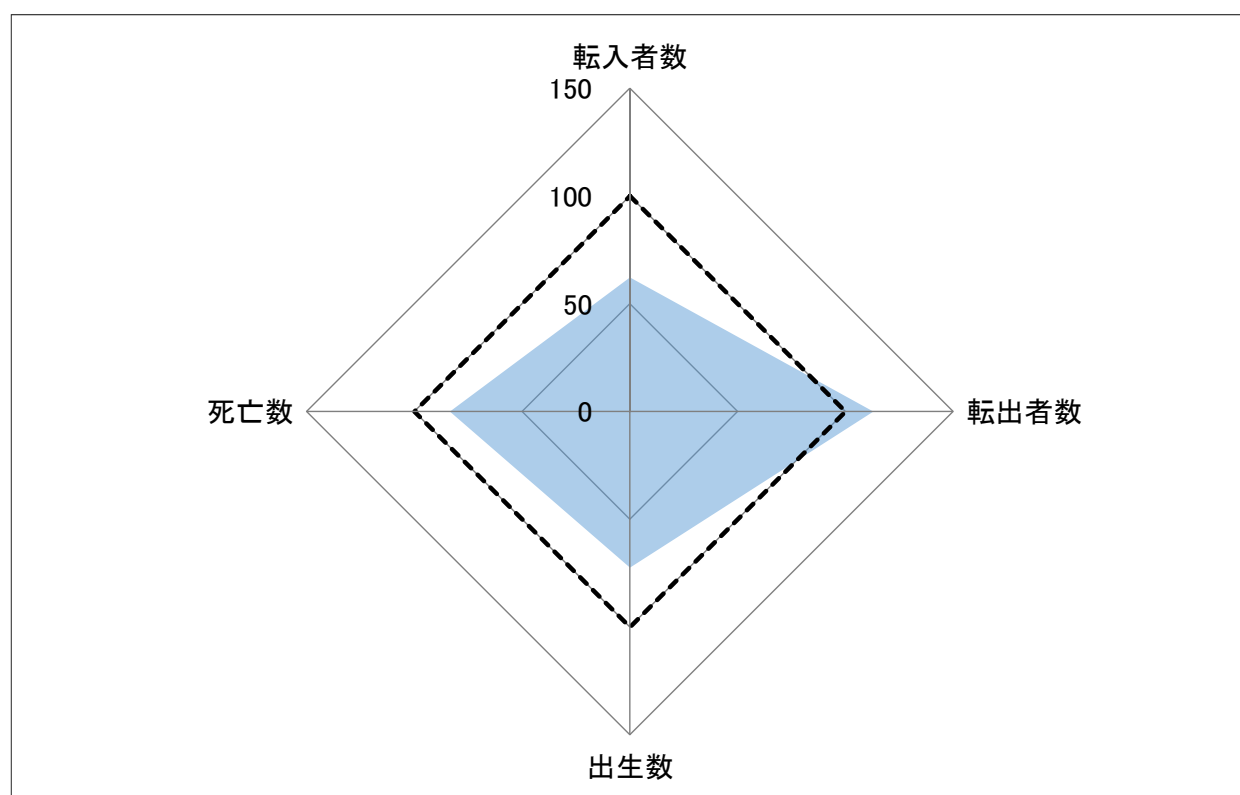
(4) 人口動態の状況

人口動態の状況についての評価をみると、社会動態では類似団体平均に比べ「転入者数」「転出者数」ともに少なくなっており、「転入者数」が「転出者数」を下回る社会減の状態となっています。

自然動態では類似団体平均に比べ「出生者数」が少なくなっていますが、「死亡者数」については多くなっており、「出生者数」が「死亡者数」を下回る自然減の状態となっています。

	転入者数	転出者数	出生数	死亡数
	2015～2019年	2015～2019年	2015～2019年	2015～2019年
	人/年平均	人/年平均	人/年平均	人/年平均
養老町	3,439	4,697	726	1,852
類似団体平均	5,524	5,396	1,002	1,591
偏差値	43.9	52.5	44.1	41.3
評価判定	D	B	D	E
順位	31/46	26/46	29/46	40/46

【人口動態の状況】



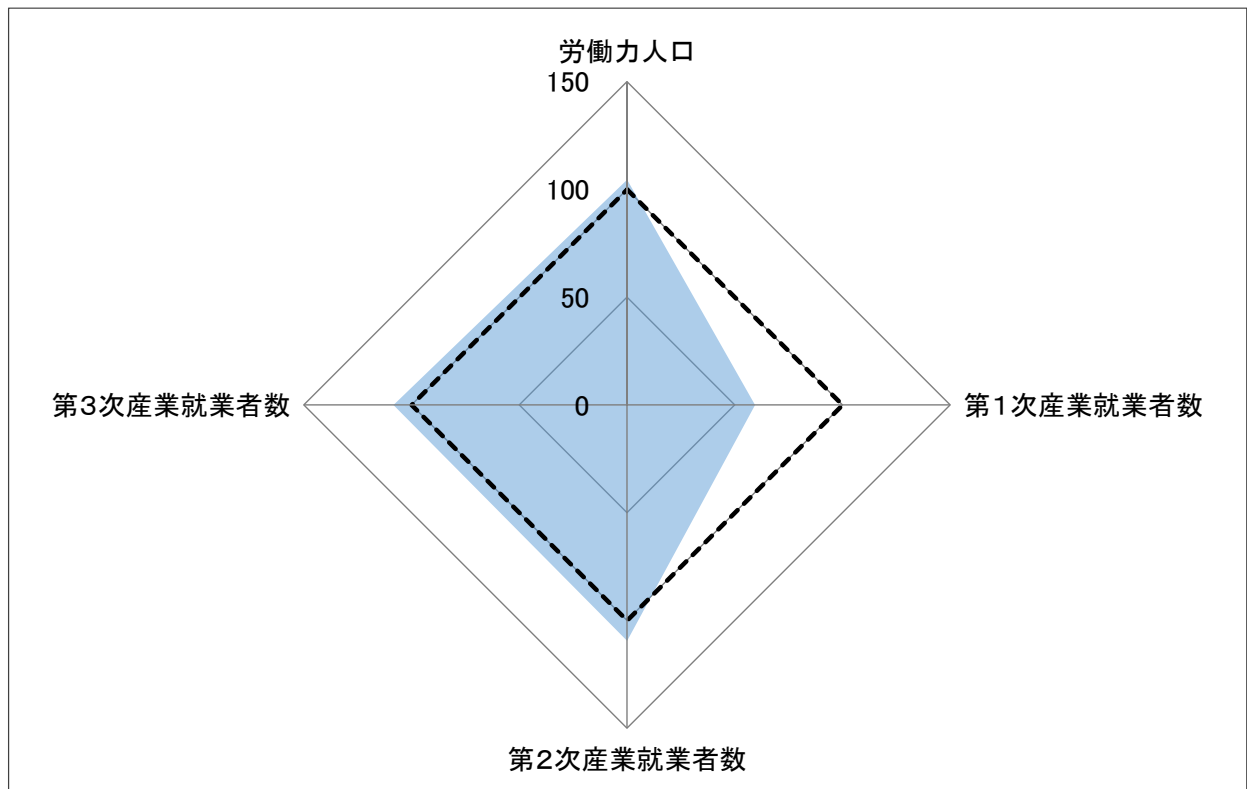
※評価対象の類似団体平均値を100としたときの指数

(5) 就業の状況

就業の状況についての評価をみると、類似団体平均に比べ「労働力人口」は多くなっています。また、類似団体平均に比べ「第2次産業就業者数」「第3次産業就業者数」は多くなっていますが、「第1次産業就業数」は少なくなっています。

	労働力人口	第1次産業 就業者数	第2次産業 就業者数	第3次産業 就業者数
	2015年	2015年	2015年	2015年
	人	人	人	人
養老町	15,202	499	5,549	8,377
類似団体平均	14,539	840	5,070	7,723
偏差値	51.8	43.9	52.7	53.2
評価判定	C	D	B	B
順位	16/46	29/46	12/46	15/46

【就業の状況】



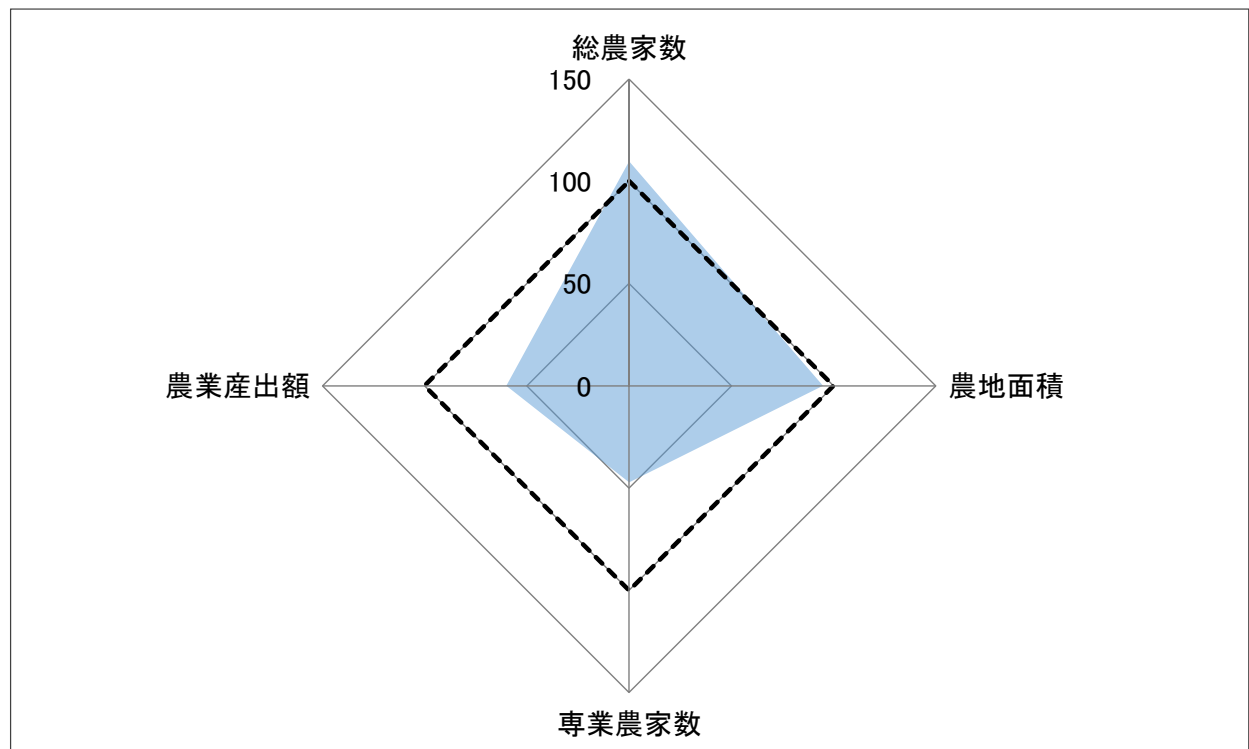
※評価対象の類似団体平均値を100としたときの指数

(6) 農業の状況

産業の状況についての評価をみると、類似団体平均に比べ「総農家数」はやや多くなっていますが「農地面積」はやや少なくなっています。一方で、「専業農家数」「農業産出額」は類似団体平均に比べ少なくなっています。

	総農家数	農地面積	専業農家数	農業産出額
	2015年	2015年	2015年	2015年
	戸	ha	戸	千万円
養老町	1,123	1,314	79	254
類似団体平均	1,023	1,386	167	423
偏差値	52.0	49.4	42.9	46.3
評価判定	C	C	D	D
順位	19/46	18/46	37/46	23/46

【就業の状況】



※評価対象の類似団体平均値を100としたときの指数

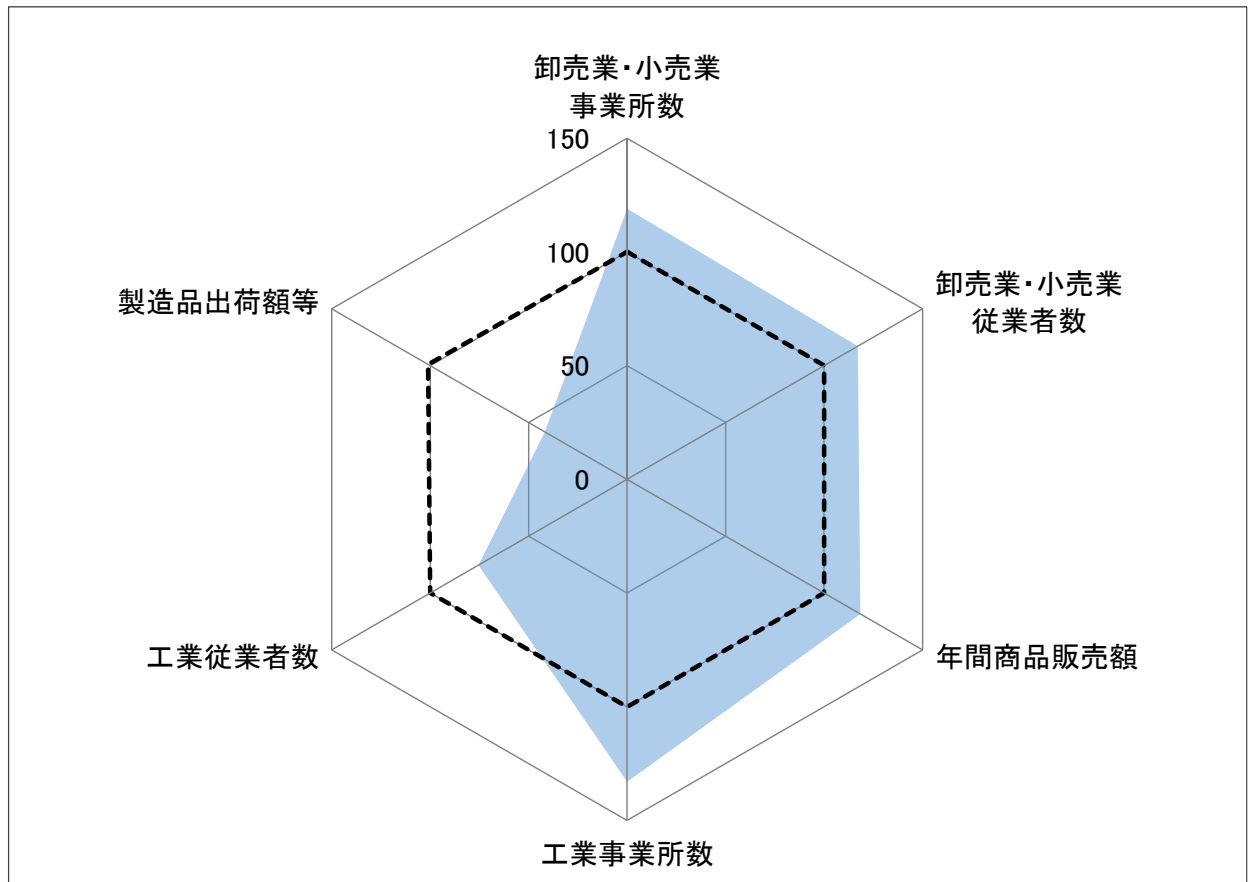
(7) 商工業の状況

商業の状況についての評価をみると、類似団体平均に比べ「卸売業・小売業事務所数」「卸売業・小売業従業員数」「年間商品販売額」のいずれも高くなっています。

また、工業の状況についての評価をみると、類似団体平均に比べ「工業事業所数」は高くなっていますが、「工業従業員数」「製造品出荷額等」は低くなっています。

	卸売業・小売業 事業所数	卸売業・小売業 従業員数	年間商品販売額	工業 事業所数	工業 従業員数	製造品出荷額等
	2015年	2015年	2018年	2018年	2015年	2015年
	-	人	百万円	-	人	百万円
養老町	258	1,793	65,090	102	3,425	93,133
類似団体平均	217	1,530	54,939	77	4,536	222,914
偏差値	59.3	54.8	51.6	58.7	46.4	46.1
評価判定	A	B	C	A	D	D
順位	11/46	15/46	9/46	9/46	25/46	25/46

【就業の状況】



※評価対象の類似団体平均値を100としたときの指数

(8) 行財政等の状況

総務省財政資料による、令和元年度普通会計決算の主な行財政の指標の特徴及び類似団体比較は以下のとおりです。

●財政力指数【0.63】／類似団体内平均【0.71】 順位【28/49】

地方公共団体の財政力を表す指標である財政力指数は 0.63 となっており、県平均(0.59)や全国平均(0.51)よりも高い水準となっています。今後も、人口減少による町民税や地価の下落による固定資産税等の税込減による基準財政収入額の減少により指数の悪化が予測されます。

●経常収支比率【87.6%】／類似団体内平均【88.4%】 順位【17/49】

財政構造の弾力性を測定する経常収支比率は 87.6%となっており、一般的に 70~80%が適正水準とされることから、やや高めとなっています。一方で、類似団体内平均は 88.4%、県平均は 89.7%、全国平均は 93.6%となっており、類似団体や県、全国より適正水準に近い率となっています。

●人口1人当たり人件費・物件費等決算額【138,242 円】／ 類似団体内平均【131,881 円】 順位【33/49】

人件費は減少したものの、物件費が増加したことが要因となり、類似団体内平均(131,881 円)、県平均(131,166 円)及び全国平均(135,880 円)を上回る結果となりました。定年退職者により人件費は減少しましたが、物件費はふるさと納税寄附金の増加に伴う経費として役務費や委託料が増加したことにより増加しました。

●将来負担比率【89.2%】／類似団体内平均【10.4%】 順位【44/49】

財政調整基金等の取崩し抑制と特定目的基金の積立てにより、充当可能基金現在高は増加しましたが、地方債の新規借入れによる地方債現在高が増加したことにより、昨年度から1.1ポイント増加しました。

●実質公債費比率【7.5%】／類似団体内平均【6.6%】 順位【30/49】

前年度と増減はありませんが、依然として類似団体内平均値を上回る状態が続いており、今後も、比率は横ばい若しくは上昇することも考えられます。

●人口千人当たり職員数【8.75 人】／類似団体内平均【7.53 人】 順位【36/49】

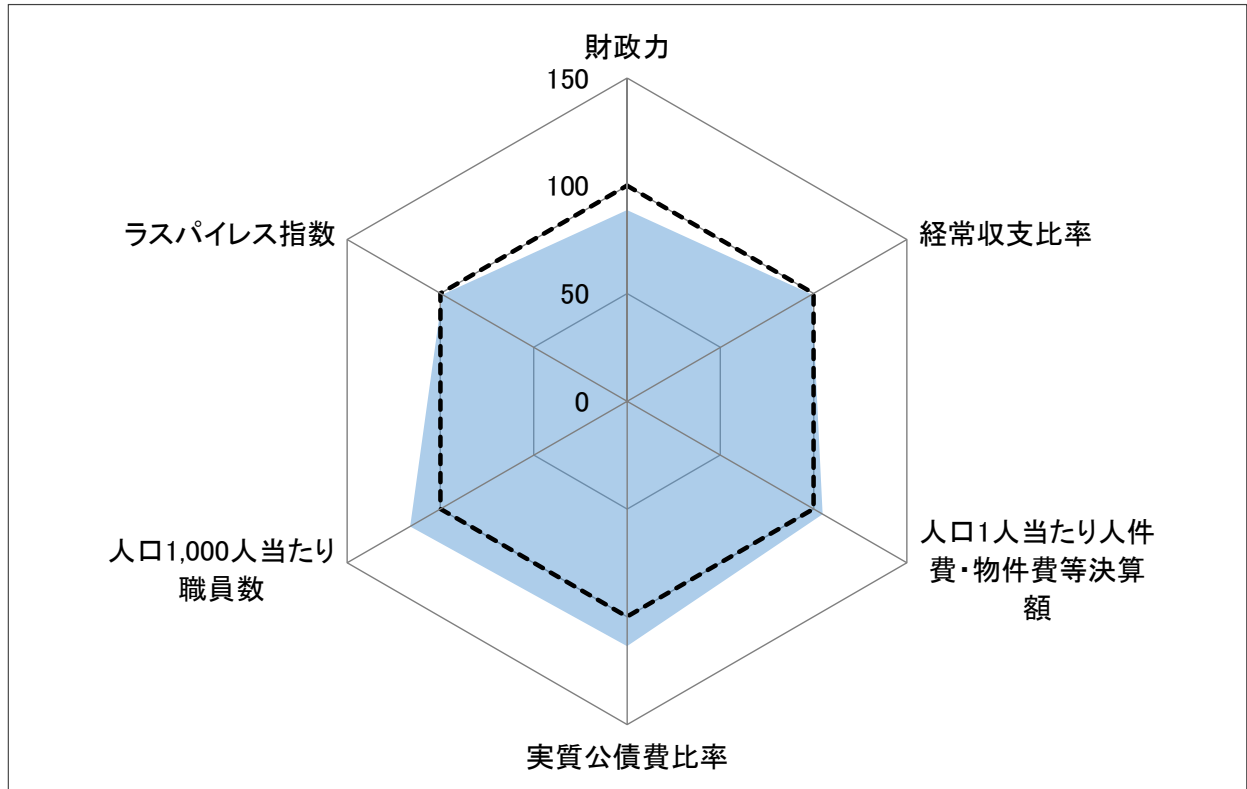
類似団体内平均値、全国平均値(8.03 人)を上回っていますが、これは単独消防が要因と考えられます。

●ラスパイレース指数【96.4】／類似団体内平均【97.4】 順位【15/49】

類似団体内平均値を下回っていますが、前年度に引き続き上昇傾向にあります。

注：類似団体数には、時点による差異があります。

【行財政等の状況】

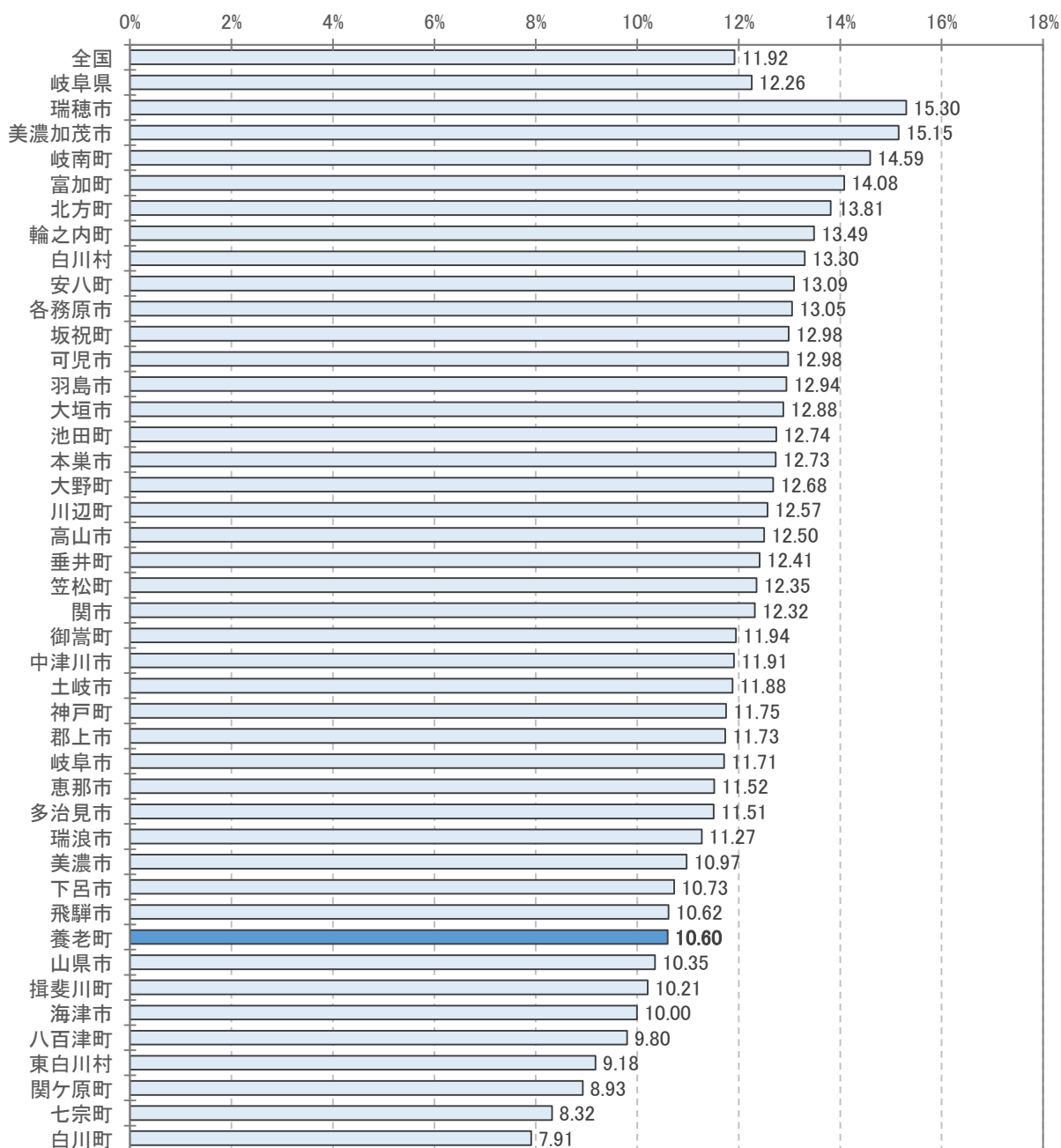


6. 県内自治体比較分析

(1) 年齢3区分別人口割合

年齢3区分別人口割合をみると、「15歳未満人口割合」は県や全国より割合が低くなっています。

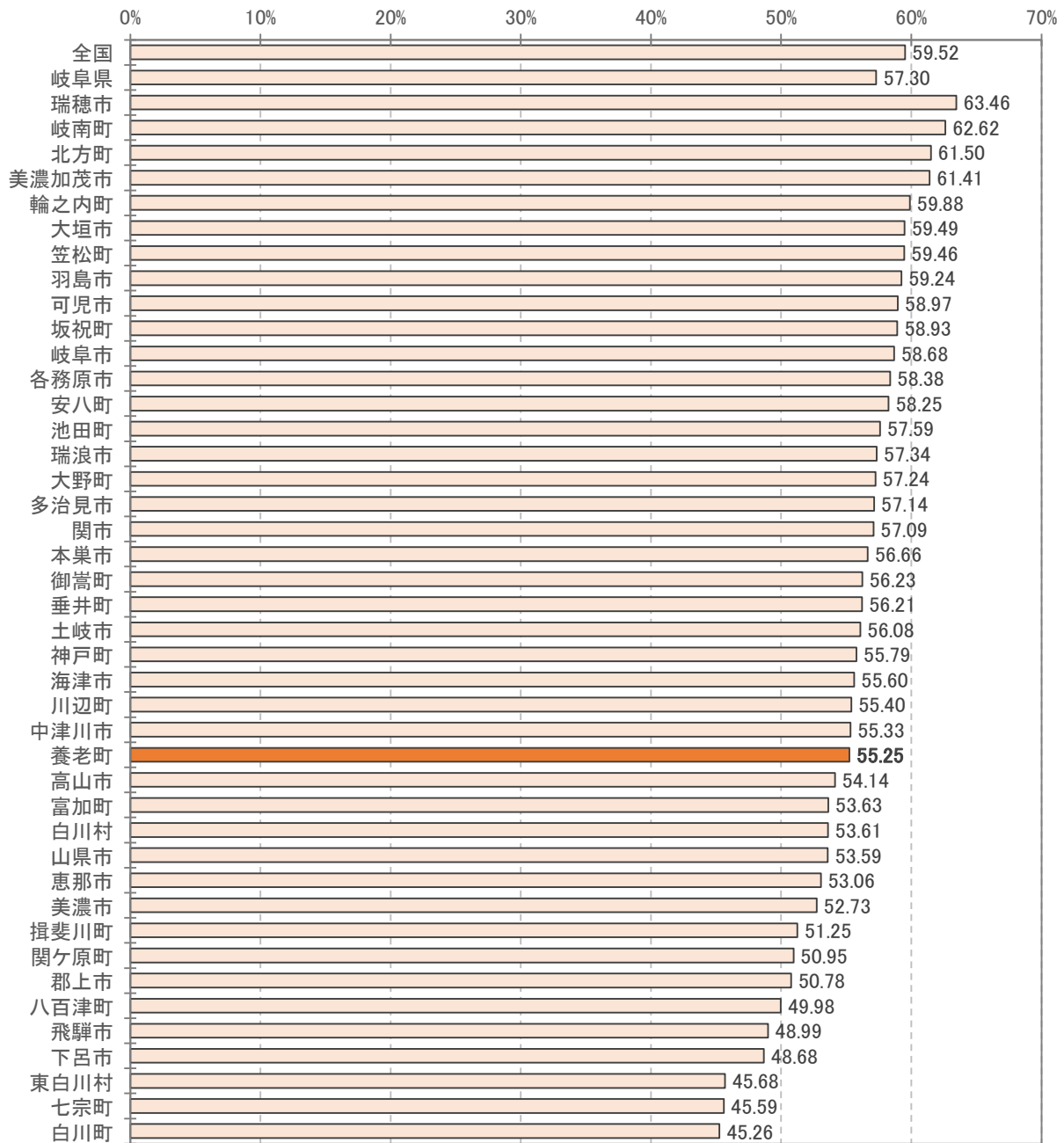
【15歳未満人口割合】



資料: 令和2年国勢調査

年齢3区分別人口割合をみると、「15～64 歳人口割合」は県や全国より割合がやや低くなっています。

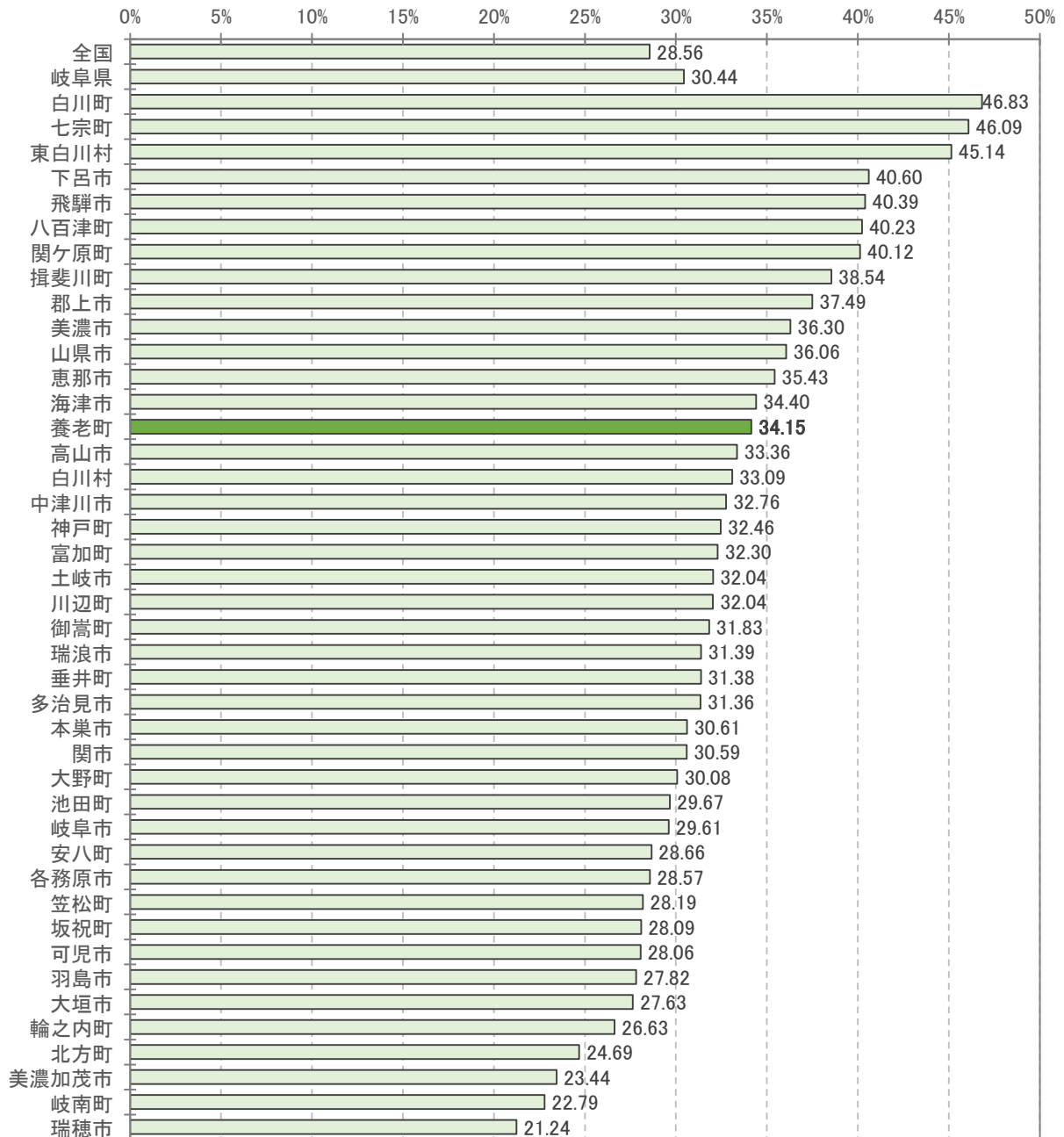
【15～64 歳人口割合】



資料: 令和2年国勢調査

年齢3区分別人口割合をみると、「65 歳以上人口割合」は県や全国より割合が高くなっています。

【65 歳以上人口割合】

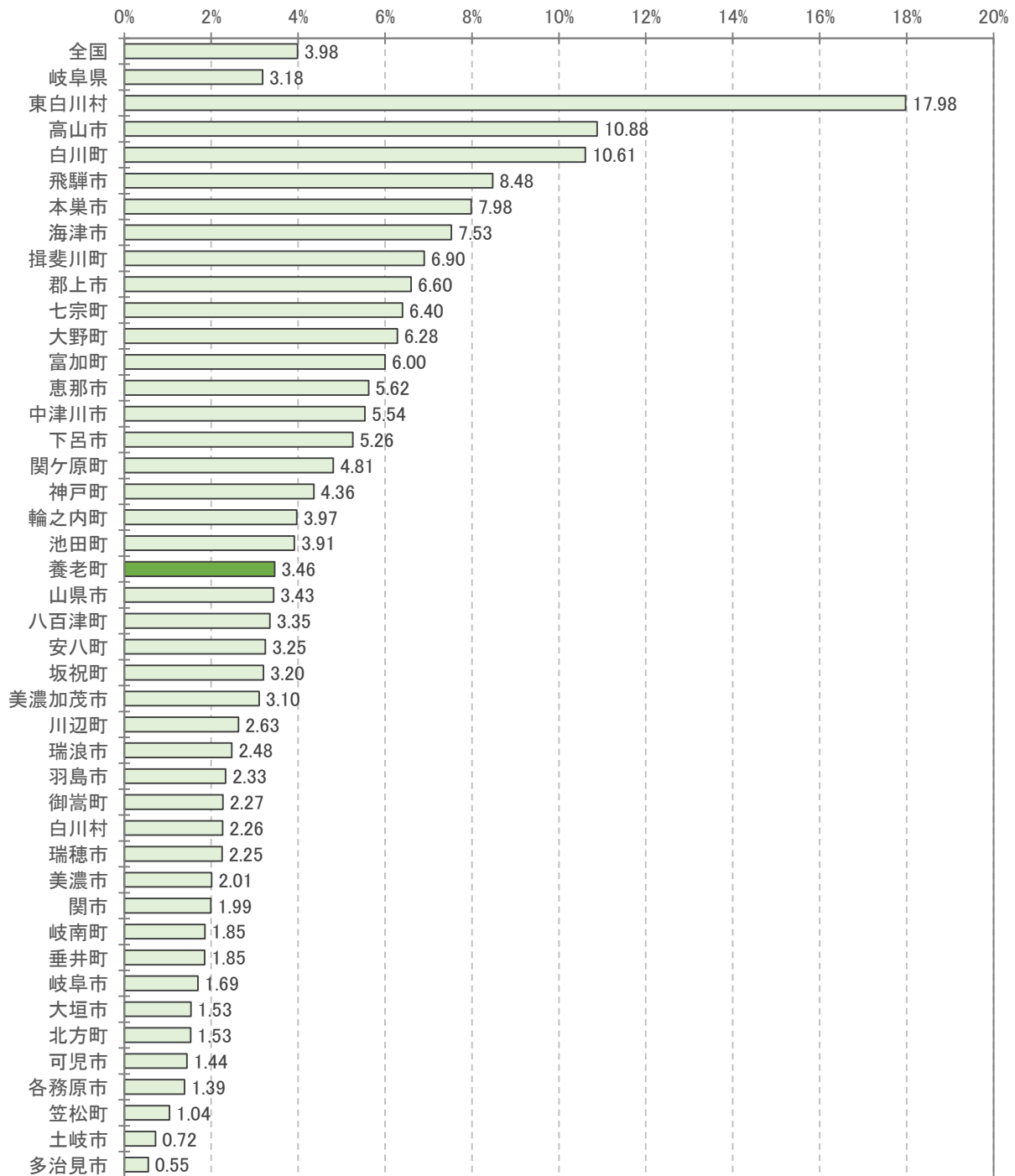


資料: 令和2年国勢調査

(2) 産業分類別就業者割合

産業分類別就業者割合をみると、「第1次産業就業者割合」は県を上回り全国を下回っています。

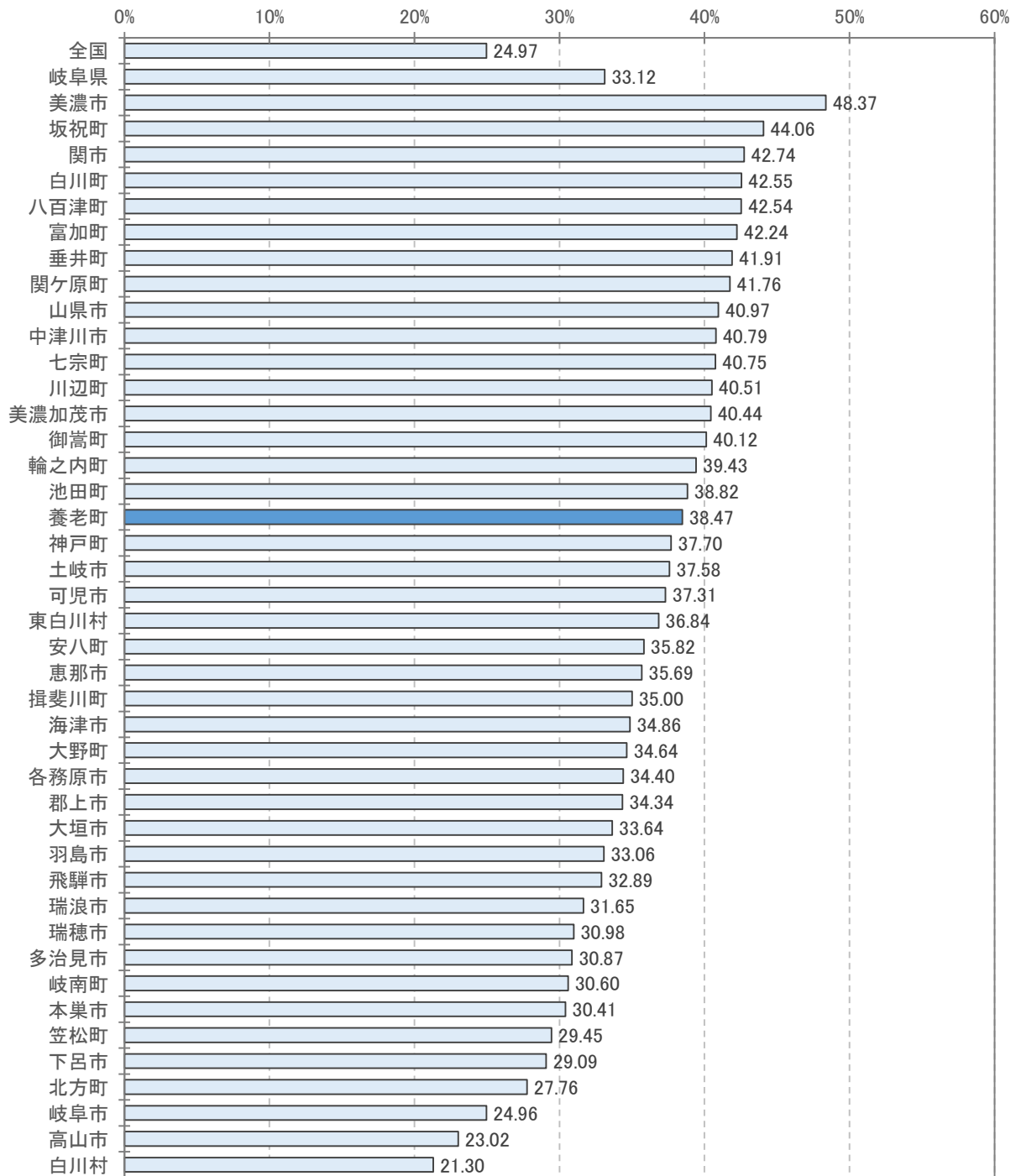
【第1次産業就業者割合】



資料:平成 27 年国勢調査

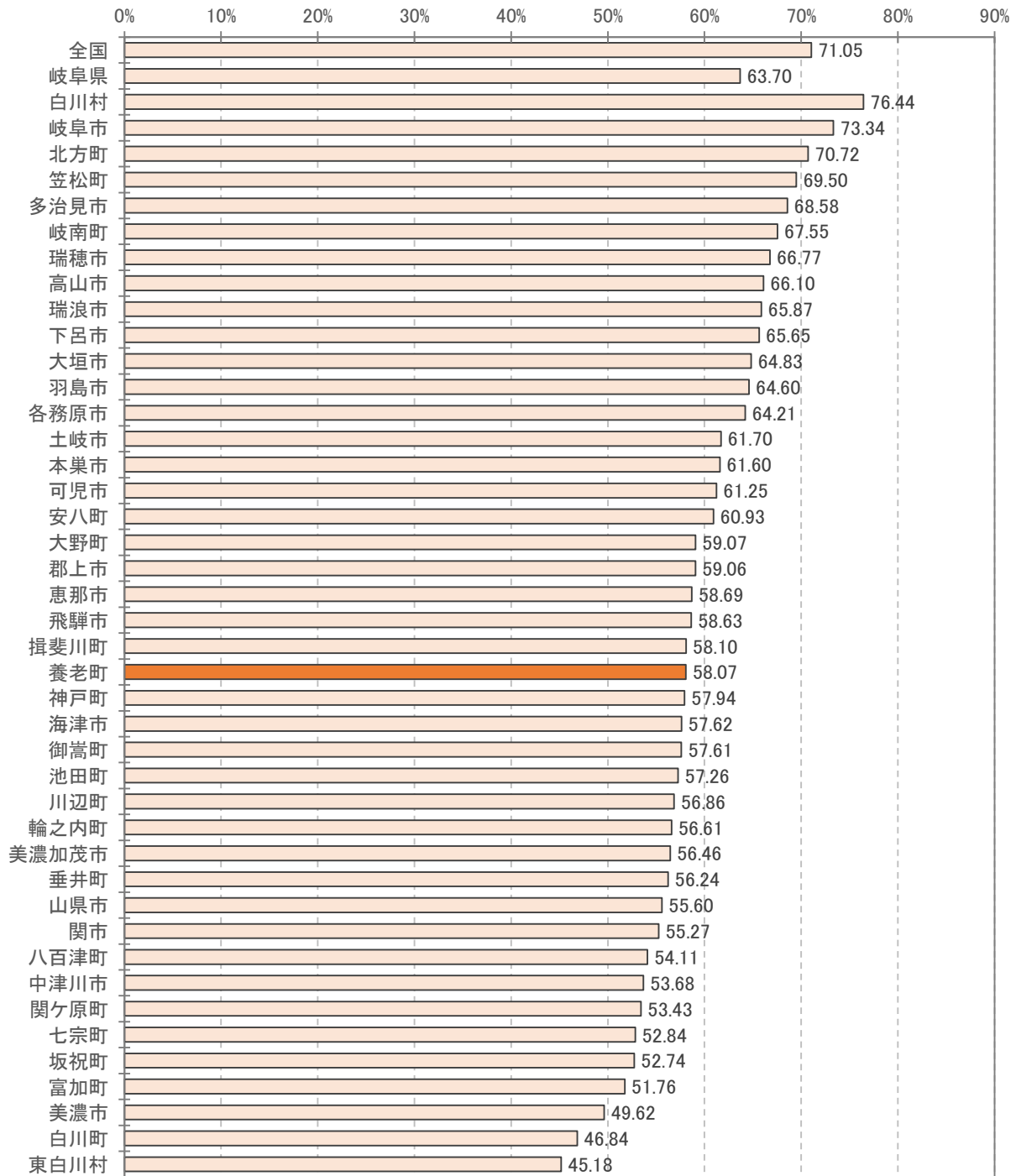
産業分類別就業者割合をみると、「第2次産業就業者割合」は県や全国より割合が高くなっています。

【第2次産業就業者割合】



産業分類別就業者割合をみると、「第3次産業就業者割合」は県や全国より割合が低くなっています。

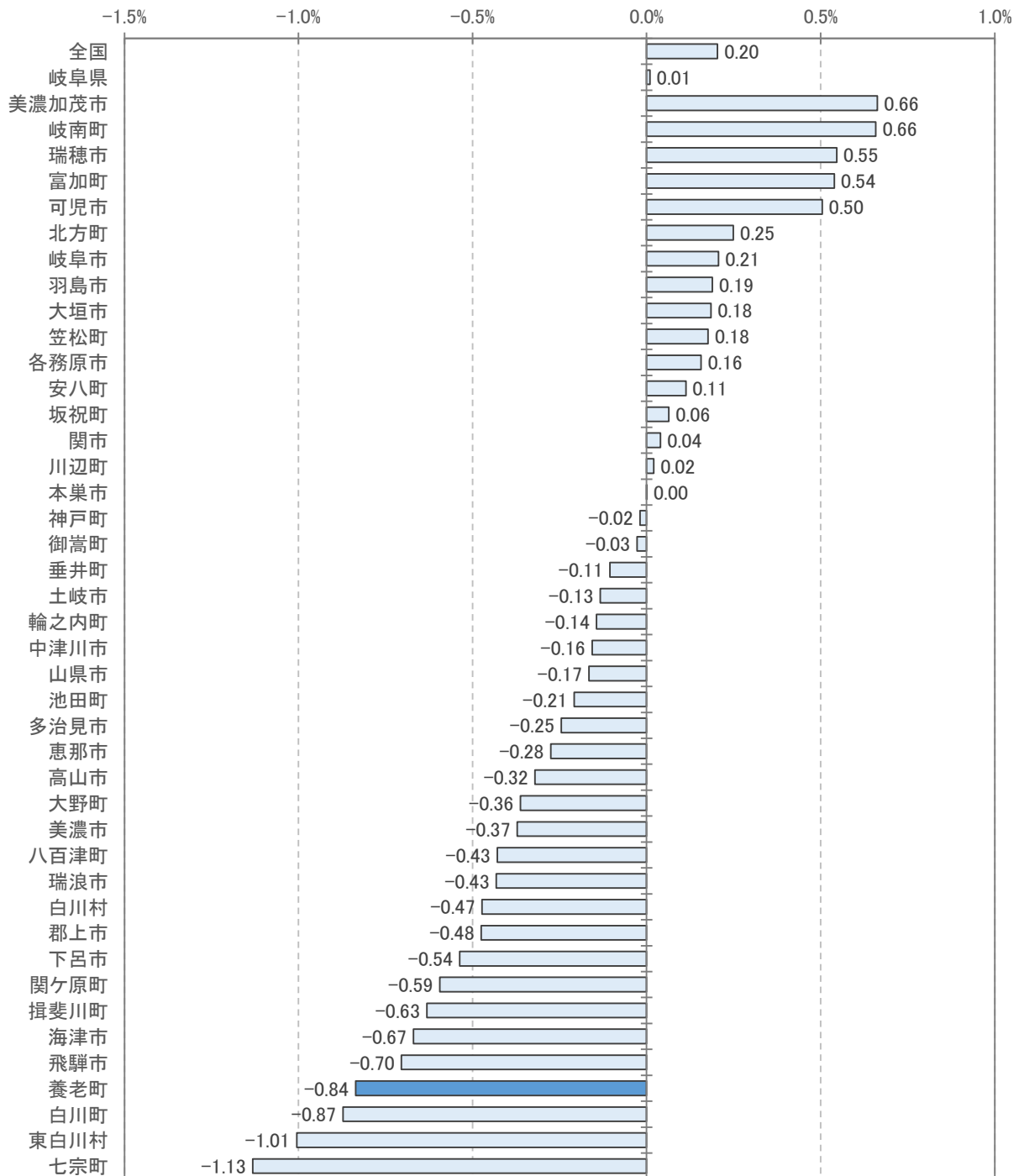
【第3産業就業者割合】



(3) 人口動態の増減率

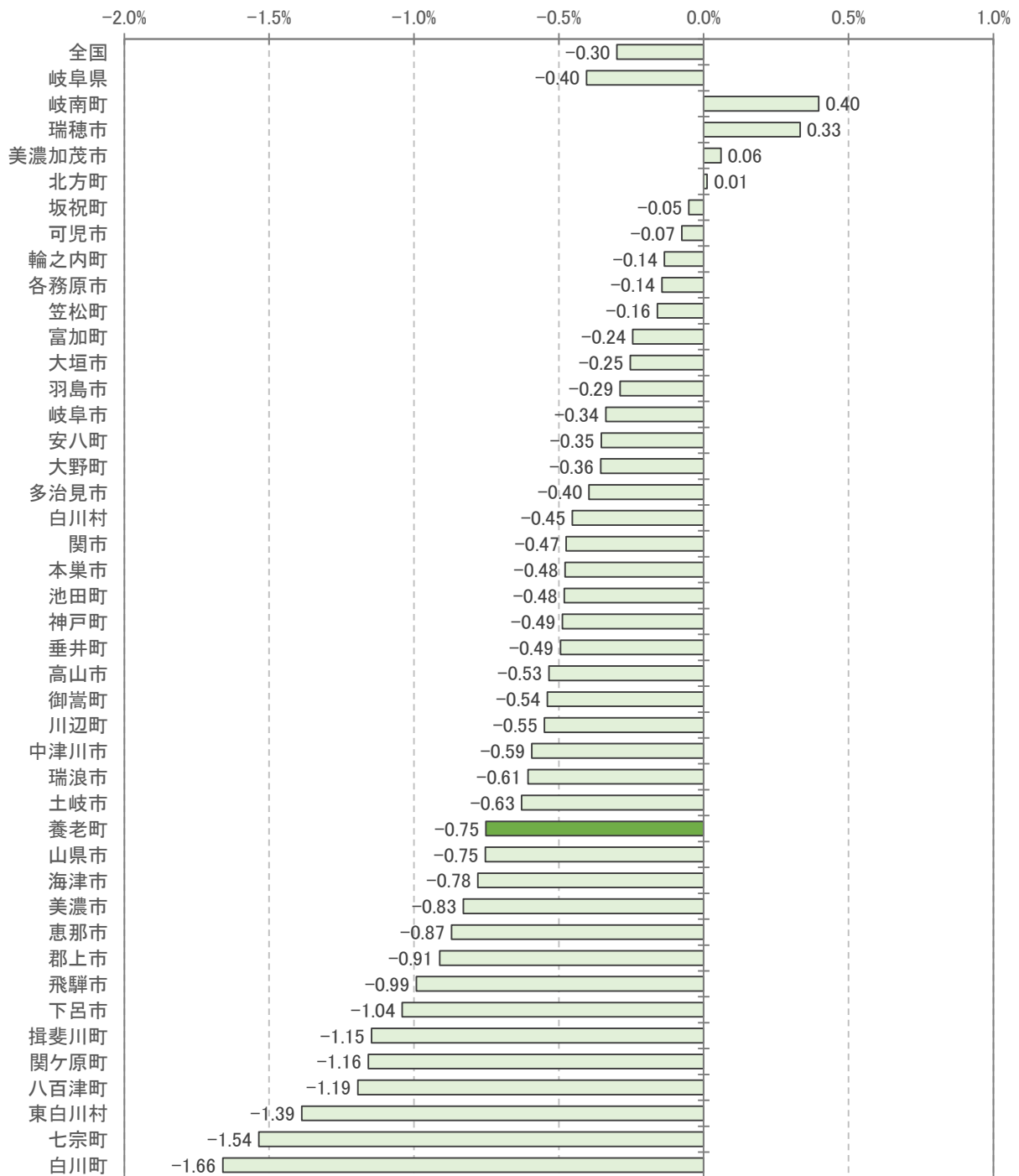
社会増減率をみると、県では社会増と社会減がほぼ同数となっているのに対し、養老町では社会減が大きく、県内42団体で第39位と低くなっています。

【社会増減率】



自然増減率をみると、県と同様に自然減となっており、県内 42 団体で第 29 位となっています。

【自然増減率】



7. 評価のまとめ

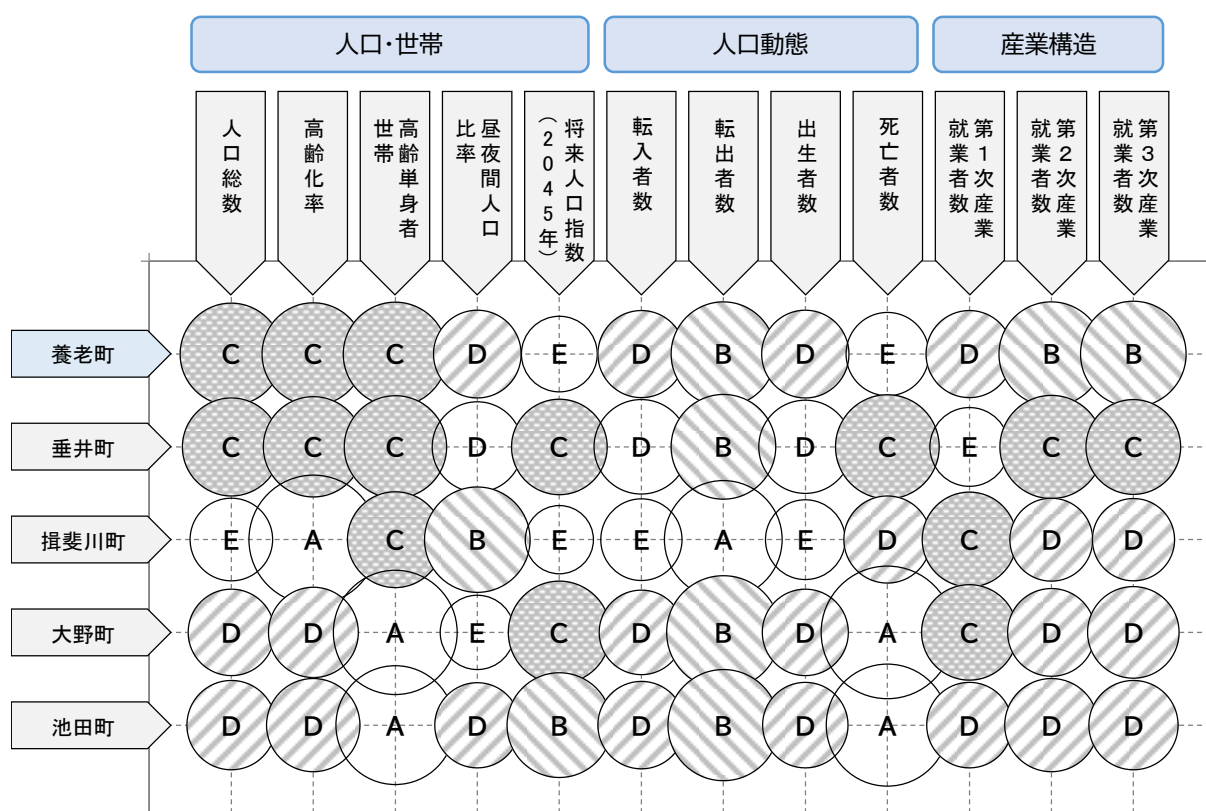
県内の類似団体との比較評価の主な項目についてバブルグラフにまとめ、養老町の「強み」と「弱み」を「見える化」しました。

人口・世帯については、「昼夜間人口比率」がD評価とやや低くなっているほか、「将来人口指数」はE評価と低く、将来的な人口は類似団体の平均と比べ減少していくことが予測されます

人口動態については、「転出者数」についてはB評価と高くなっていますが、「死亡者数」についてはE評価と低くなっており、人口増加の要因となる「転入者数」「出生者数」もD評価と低くなっていることから、社会減、自然減の人口減少の要因が強くなっています。

産業構造については、「第2次産業就業者割合」「第3次産業就業者割合」がB評価と高い一方、「第1次産業就業者割合」はD評価と低くなっています。

【評価のまとめ】



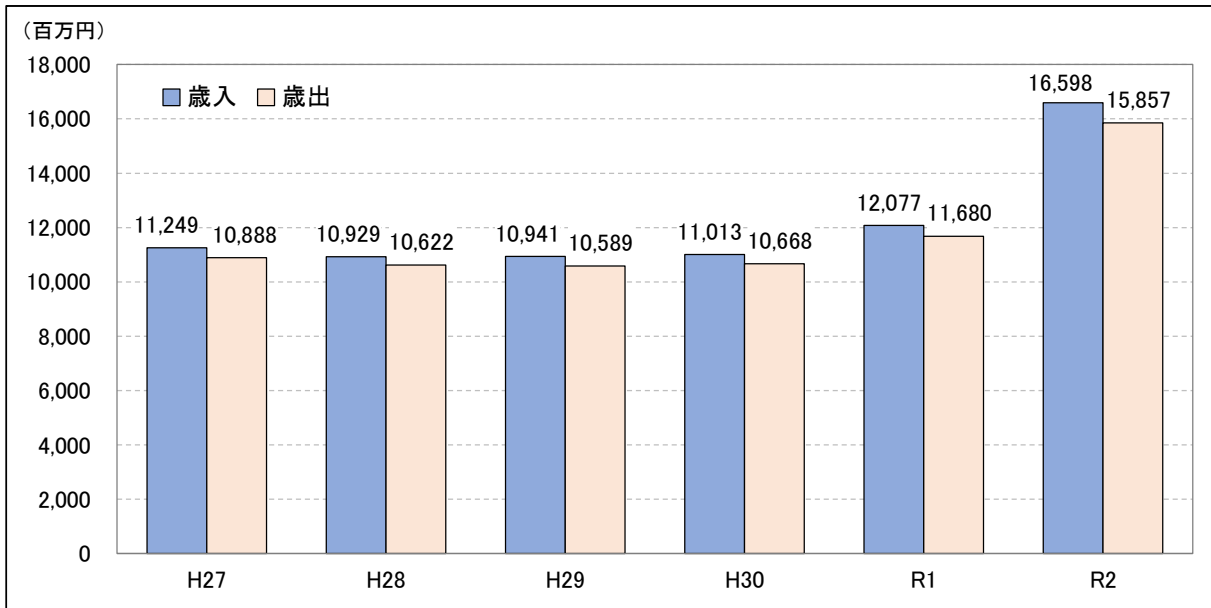
II 財政推計

1. 財政指標の推移

(1) 歳入・歳出の状況

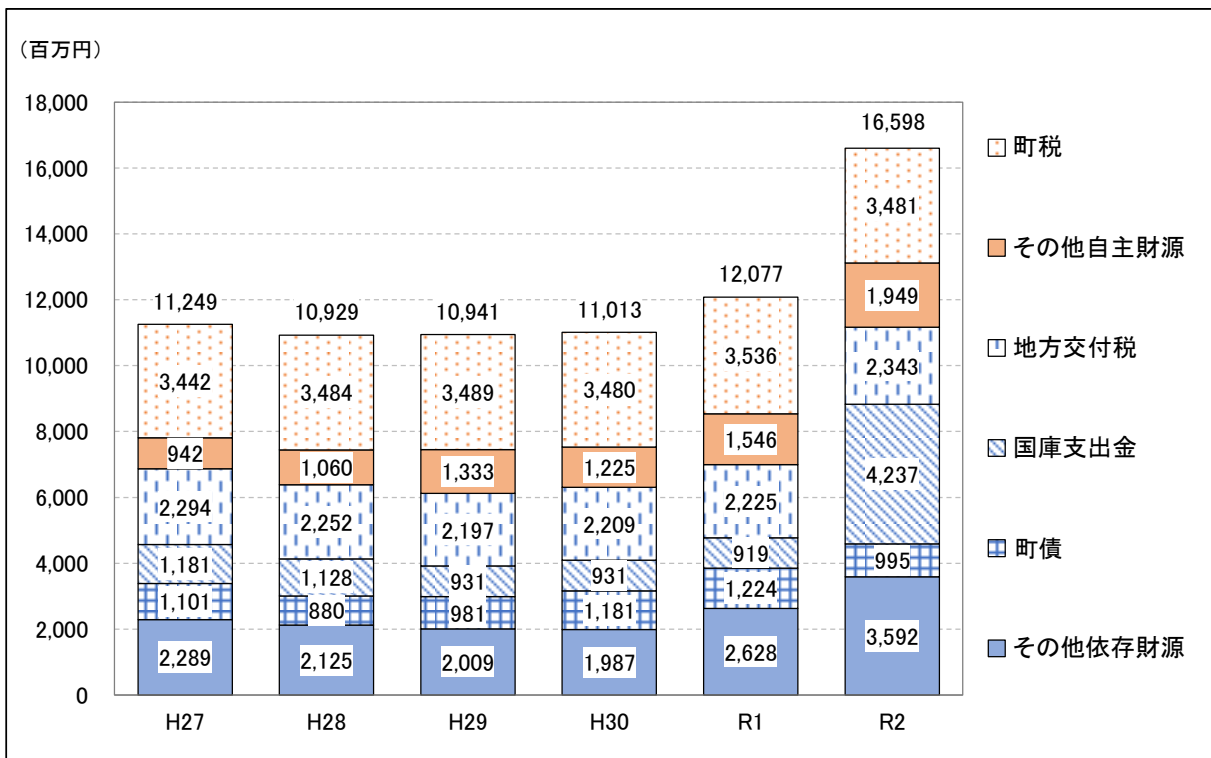
本町の歳入については、100 億円程度で推移しています。

【歳入・歳出決算の推移】



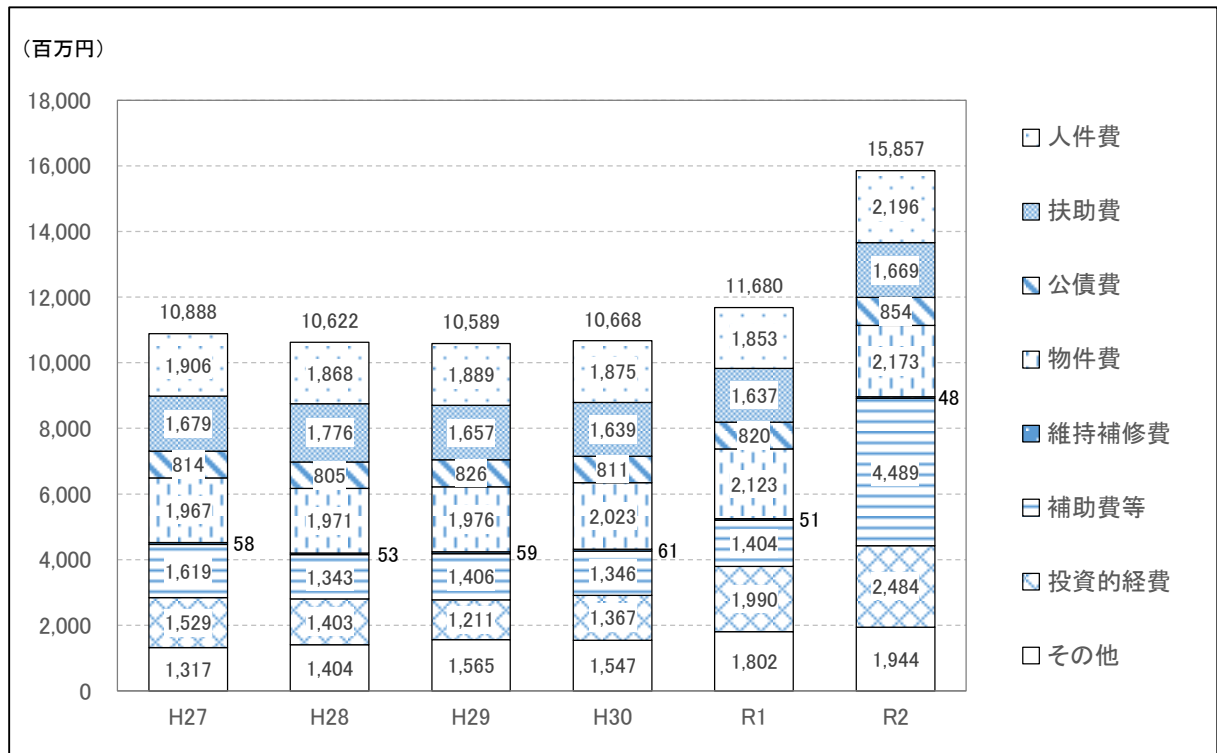
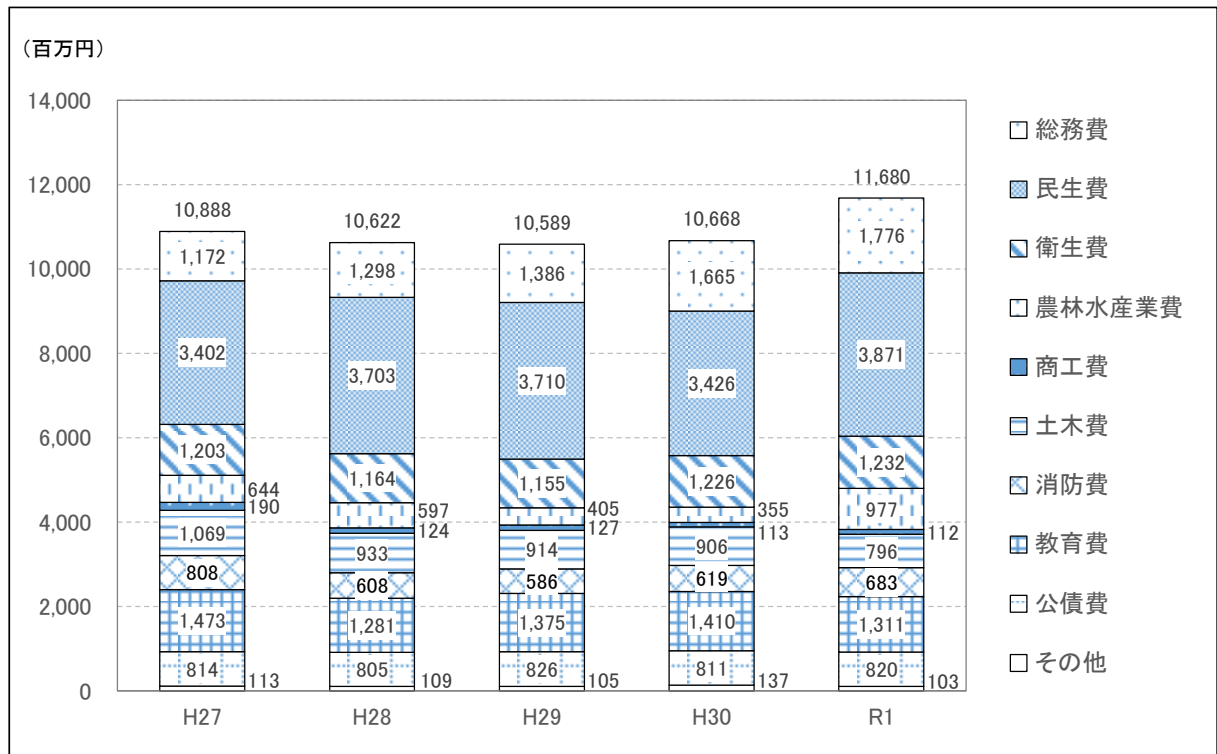
歳入の構造では、町税が多く、地方交付税が続いていますが、依存財源の方が多くなっています。

【歳入構造の推移 自主財源・依存財源別】



目的別歳出では、民生費が多く、次いで、教育費、衛生費などとなっており、特に民生費が増加傾向となっています。

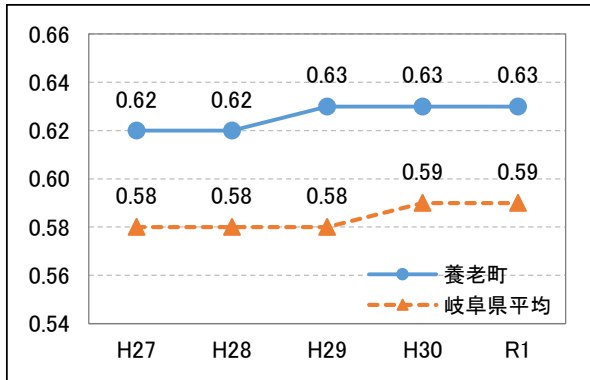
【歳出構造の推移 目的別歳出】



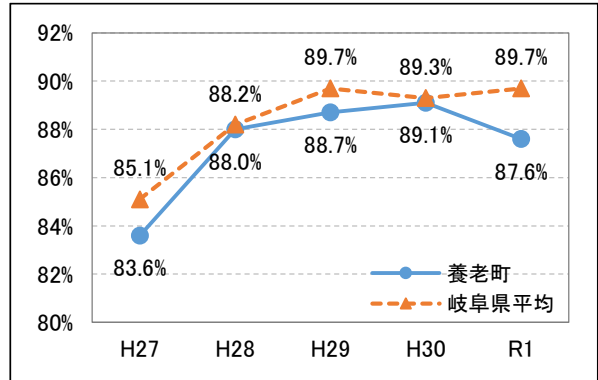
(2) 各種指標の推移

財政力指数では、県平均より高くなっていますが、ほぼ横ばい状況です。
 経常収支比率では、県平均を下回っており、比較的良好な水準です。

【財政力指数の推移】

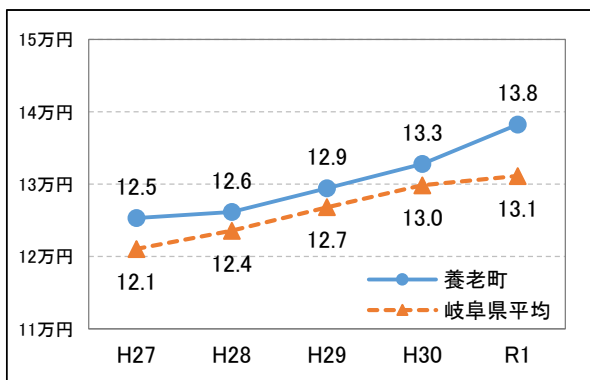


【経常収支比率の推移】

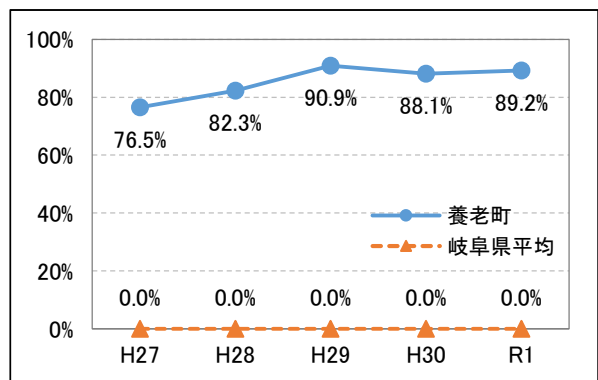


人口1人当たり人件費・物件費では、県平均をやや上回っています。
 将来負担比率では、県平均を上回っています。

【人口1人当たり人件費・物件等決算額の推移】

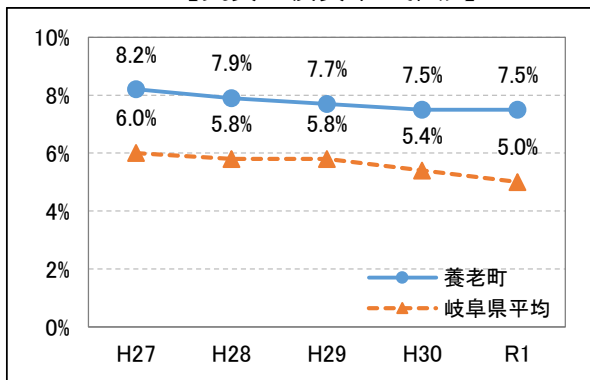


【将来負担比率の推移】

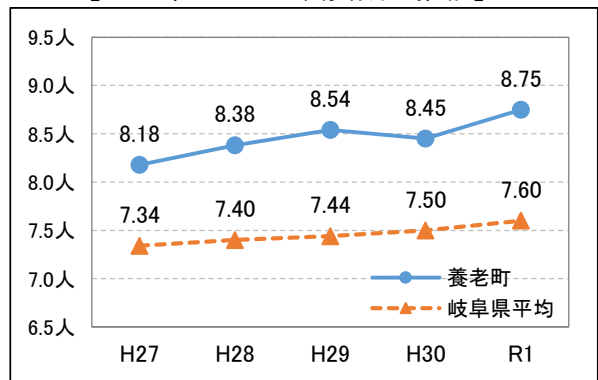


実質公債費率では、県平均を上回っています。
 人口千人当たり職員数では、県平均を上回っています。

【実質公債費率の推移】



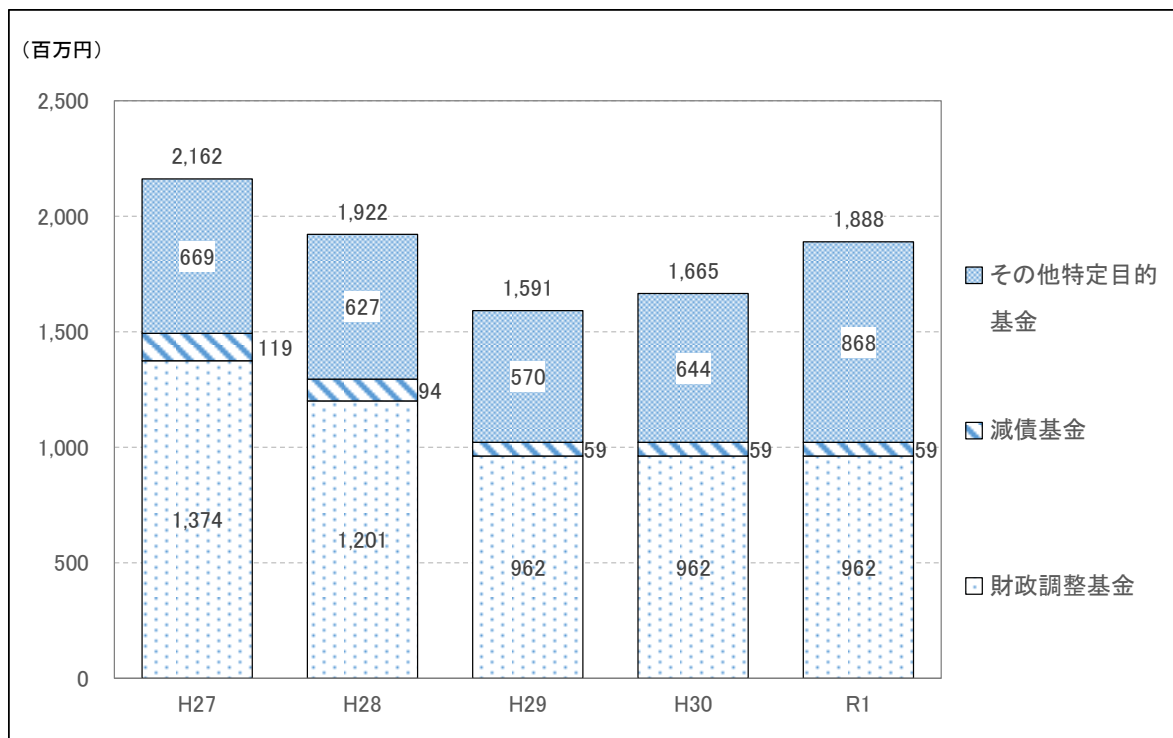
【人口千人当たり職員数の推移】



(3) 基金の推移

財政調整基金は、近年は横ばい状況です。その他特定目的基金は、ふるさと納税寄附金の増加に伴う積立基金の増加等により、近年増加しています。

【基金の推移】



2. 市町村民所得

市町村民所得は、県平均をやや下回っていますが、毎年、順調に増加しています。

単位:百万円		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	構成比
		実額	実額	実額	実額	実額	実額	実額	実額	実額	実額	実額	実額	実額	
県計	第1次産業	75,164	71,532	72,472	73,593	69,211	71,155	69,439	66,004	59,353	64,511	70,133	71,594	68,445	0.9
	第2次産業	2,657,784	2,603,984	2,423,705	2,187,190	2,260,044	2,300,708	2,310,226	2,241,485	2,341,452	2,457,558	2,557,860	2,628,096	2,751,714	34.7
	第3次産業	5,133,650	5,193,118	4,998,834	4,906,663	4,861,240	4,843,713	4,811,124	4,782,877	4,810,782	4,898,505	4,900,227	4,988,233	5,054,221	63.8
	1人当たり市町村民所得	[千円]	2,822	2,829	2,681	2,522	2,576	2,590	2,614	2,612	2,662	2,737	2,774	2,844	2,919
西濃圏域	第1次産業	18,159	16,993	17,292	17,629	16,496	16,993	16,143	15,296	13,557	15,097	16,902	17,423	16,594	1.1
	第2次産業	633,984	662,178	541,720	489,916	526,575	540,998	542,893	529,406	538,564	559,819	600,448	598,647	620,708	42.4
	第3次産業	836,218	838,880	803,619	788,531	789,026	785,745	778,737	774,090	786,881	795,660	793,694	808,085	817,885	55.9
	1人当たり市町村民所得	[千円]	2,872	2,889	2,690	2,522	2,604	2,635	2,633	2,639	2,693	2,752	2,802	2,879	2,959
養老町	第1次産業	1,463	1,506	1,554	1,583	1,457	1,499	1,576	1,493	1,251	1,353	1,524	1,539	1,477	1.7
	第2次産業	32,762	27,629	21,476	21,386	23,740	30,338	28,649	30,437	28,455	34,058	40,616	33,342	33,215	37.8
	第3次産業	52,162	53,603	52,465	52,305	52,248	52,247	52,027	51,980	51,182	51,322	51,262	52,042	52,728	60.0
	1人当たり市町村民所得	[千円]	2,589	2,567	2,453	2,334	2,398	2,517	2,500	2,541	2,611	2,619	2,709	2,769	2,865
大垣市	第1次産業	2,937	2,639	2,679	2,742	2,559	2,635	2,630	2,476	2,272	2,613	2,964	3,112	2,986	0.4
	第2次産業	225,920	275,437	218,553	202,440	220,915	207,160	220,686	204,309	206,379	222,475	230,656	240,496	251,596	35.4
	第3次産業	473,367	472,438	448,250	435,776	428,740	427,742	423,106	421,525	432,355	440,076	437,607	446,257	451,796	63.6
	1人当たり市町村民所得	[千円]	2,988	3,037	2,815	2,659	2,726	2,706	2,765	2,733	2,775	2,923	2,956	3,022	3,088
海津市	第1次産業	5,302	4,750	4,848	4,957	4,626	4,782	4,670	4,402	3,815	4,241	4,662	4,811	4,551	4.0
	第2次産業	50,947	51,389	42,105	39,362	36,694	43,386	31,200	31,586	34,662	36,027	35,784	35,825	39,966	35.0
	第3次産業	65,261	66,787	65,244	65,911	66,948	67,276	67,201	67,004	67,936	67,669	67,279	68,278	68,948	60.4
	1人当たり市町村民所得	[千円]	2,726	2,757	2,594	2,443	2,515	2,589	2,525	2,586	2,664	2,612	2,674	2,784	2,884
関ヶ原町	第1次産業	207	225	234	228	212	215	205	192	189	204	189	247	207	0.6
	第2次産業	18,810	20,453	15,910	13,828	15,964	16,589	17,892	16,310	18,263	20,118	19,378	20,292	21,416	63.6
	第3次産業	14,229	14,327	13,765	13,698	12,489	12,235	11,846	11,482	11,798	11,663	11,500	11,683	11,830	35.2
	1人当たり市町村民所得	[千円]	2,870	2,942	2,684	2,463	2,611	2,701	2,693	2,704	2,807	2,717	2,774	2,932	3,088
垂井町	第1次産業	608	670	677	691	652	674	602	570	520	563	620	608	601	0.6
	第2次産業	55,974	45,622	39,720	37,105	37,691	39,417	38,781	43,017	47,563	49,202	56,338	56,708	60,680	55.6
	第3次産業	44,659	45,230	44,106	43,998	44,814	44,303	43,985	43,406	44,853	45,366	45,757	46,269	47,295	43.3
	1人当たり市町村民所得	[千円]	2,834	2,755	2,573	2,405	2,493	2,521	2,524	2,539	2,623	2,647	2,695	2,777	2,896
神戸町	第1次産業	1,323	1,126	1,154	1,191	1,106	1,145	1,000	932	865	971	1,134	1,141	1,066	1.3
	第2次産業	46,704	54,087	45,853	35,648	51,093	52,341	54,728	47,775	53,269	56,441	53,768	56,223	55,896	66.1
	第3次産業	28,021	27,908	27,036	26,891	26,009	25,639	25,457	25,316	26,336	26,194	26,369	26,666	27,147	32.1
	1人当たり市町村民所得	[千円]	2,917	3,013	2,774	2,517	2,732	2,699	2,701	2,678	2,764	2,795	2,816	2,927	2,994
輪之内町	第1次産業	917	820	837	851	798	819	721	682	566	650	785	837	808	1.9
	第2次産業	14,471	19,313	15,012	13,306	12,837	17,545	16,147	17,145	16,802	14,209	25,780	22,075	21,751	52.3
	第3次産業	19,499	18,849	17,424	16,030	19,542	19,589	19,428	19,108	17,777	17,496	17,795	18,363	18,755	45.1
	1人当たり市町村民所得	[千円]	2,830	2,884	2,696	2,450	2,480	2,597	2,558	2,609	2,681	2,659	2,835	2,867	2,921
安八町	第1次産業	432	404	413	423	389	400	394	370	331	389	651	670	672	1.1
	第2次産業	53,070	50,482	44,063	39,800	39,665	38,596	36,942	38,180	37,032	39,487	44,794	40,618	39,802	63.8
	第3次産業	25,600	25,681	24,809	24,665	24,760	23,620	22,931	22,524	21,255	21,289	21,344	21,445	21,545	34.5
	1人当たり市町村民所得	[千円]	3,350	3,309	3,004	2,711	2,827	2,814	2,750	2,758	2,777	2,693	2,791	2,830	2,899
揖斐川町	第1次産業	2,430	2,374	2,369	2,380	2,263	2,309	2,213	2,163	1,964	2,062	2,096	2,132	2,018	2.5
	第2次産業	59,769	43,303	37,912	35,255	34,869	35,470	38,200	35,225	33,960	27,166	31,817	31,265	31,846	38.8
	第3次産業	47,171	47,247	45,616	44,876	46,543	46,297	45,725	45,026	45,824	46,587	46,566	48,071	47,739	58.2
	1人当たり市町村民所得	[千円]	2,768	2,718	2,555	2,427	2,525	2,672	2,469	2,522	2,577	2,483	2,541	2,644	2,725
大野町	第1次産業	1,201	1,168	1,193	1,219	1,142	1,179	933	884	749	887	989	1,021	981	1.6
	第2次産業	36,619	33,823	28,021	22,394	21,287	21,875	22,595	22,821	21,999	23,927	24,007	23,618	24,337	40.7
	第3次産業	31,128	31,295	30,440	29,980	31,902	31,812	31,966	31,779	32,607	33,012	33,121	33,511	34,104	57.1
	1人当たり市町村民所得	[千円]	2,651	2,618	2,446	2,277	2,339	2,385	2,362	2,390	2,423	2,531	2,578	2,636	2,713
池田町	第1次産業	1,339	1,309	1,334	1,365	1,293	1,336	1,199	1,133	1,036	1,164	1,285	1,304	1,227	1.6
	第2次産業	38,936	40,640	33,096	29,393	31,820	38,280	37,074	42,600	40,182	36,707	37,511	38,186	40,203	51.6
	第3次産業	35,120	35,514	34,465	34,421	35,029	34,986	35,065	34,942	34,959	34,986	35,094	35,501	36,000	46.2
	1人当たり市町村民所得	[千円]	2,763	2,750	2,576	2,390	2,466	2,563	2,520	2,571	2,599	2,614	2,637	2,719	2,802

3. 財政推計

(1) 推計の前提

地方財政に大きな影響を与える国の経済は、少子高齢化等の要因によって歳出の増加が続く中、これまで、最大目標を経済回復と位置づけ、①大胆な金融政策（デフレ脱却を目指し、2%のインフレ目標が達成できるまで無期限の量的緩和を行うこと）、②機動的な財政出動（東日本大震災からの復興、安全性向上や地域活性化、再生医療の実用化支援などに充てるため、大規模な予算編成を行うこと）、③民間投資を喚起する成長戦略（成長産業や雇用の創出を目指し、各種規制緩和を行い、投資を誘引すること）という取組の下、雇用・所得環境に改善が見られるなど緩やかな回復基調が続いていました。

しかし、今般の新型コロナウイルス感染症の影響によって急速に景気は悪化し、感染症対策として国等が要請した自粛等の影響により、外食や宿泊を始めとする個人消費を中心とした大幅な内需の減少と、より強制力のある感染症対策を実施した諸外国への輸出が大幅に減少したこと、また、国際的な移動が制限されていることもあって、拡大しつつづけていたインバウンド需要も失われたままであるなど、感染拡大と緊急事態宣言が続くなか、景気はいっそう落ち込んでおり、過去に経験したリーマンショックを上回る厳しい状況に陥っています。

国内及び諸外国においては、新型コロナウイルスワクチン接種が始まり、経済活動の再開・拡大への期待が高まっているものの、全世界に遍くワクチンが行き渡るまでの道のりは遠く、コロナ禍以前の経済状況に戻るまでの見通しは未だ立っていません。

また、国と地方を合わせた長期債務残高は、新型コロナウイルス感染症対策費に係る国債発行もあって、令和3年度末に1,212兆円（対GDP比217%）に達する見込みです。今後も税収の大幅な回復が見通せない中、社会保障関連費や国債費等が増加することによって公債残高の累増が見込まれるなど、国の財政も依然として厳しい状況にあります。

こうした状況にあって、地方自治体の財源保障機能を担う地方交付税についても、その総額が所得税や法人税等のいわゆる国税5税の一定割合によって賄われるという性質上、国の財政状況に大きく影響を受けることから、今後の地方財政についても厳しい状況に置かれることが予測されます。

また、社会保障と税の一体改革の下、地方消費税の引上げ分を社会保障の財源として、幼児教育・保育の無償化、子ども・子育て支援や医療・介護サービスの拡充等に充てられていますが、人口減少と少子高齢化対策に注力する地方の負担はそれ以上に増えています。

このような厳しい社会・経済情勢の中にあっても、住民の暮らしのセーフティネットを確立していくために、限られた財源を有効に活用し、住民主体による町の持続的発展に努めていく必要があります。

そのため、こうした前提のうえで、町の財政状況の分析結果を踏まえて、今後の中長期財政計画を立てていくこととします。

(2) 推計の条件

①財政推計の期間

推計期間は、養老町まちづくりビジョンの策定期間（令和3年度～令和12年度）の目標年次である令和12年度までとし、普通会計を対象とします。

また、社会経済情勢の影響により、著しく町の財政事情が変化した場合には、上記期間によらず、随時、推計を見直す必要があります。

②財政推計の前提

内閣府が試算している「中長期の経済財政に関する試算」に示された名目 GDP 成長率を参考に、前提条件を定め、推計に使用しますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、可能な限りの前提条件を検討します。

税制及び国・県の補助制度等は、現行のものを基準とし、現時点で明らかになっている制度変更を踏まえて推計します。

③財政推計の手法

過去の地方財政状況調査等の財政状況データから財政状況の分析及び検証作業を行います。

歳入については、投資的事業にかかわる起債や国・県の補助等の経費を除いた歳入の推計を行い、歳出については、義務的経費、その他の経費の推計を行い、その差によって、今後、普通建設事業などの新しい事業に使うことができる一般財源（投資余力）がどの位になるのか、推計・試算します。

歳入・歳出の推計・試算の条件は次の通りです。

(3) 歳入の推計条件

○町税

町税については、新型コロナウイルス感染症の影響によりやや減収、そして、人口減少（納税義務者数の減少）があるものの、これまでの町民所得の伸びも考慮するとともに、法人住民税の税率変更も考慮して、やや減少傾向になると予測して推計します。

固定資産税については、これまでの傾向分析（※）により推計します。

○使用料・手数料

使用料及び手数料について、令和元年度額を基本として推計します。

○その他収入

諸収入及びその他収入については、これまでの平均値を基本として推計します。

○地方交付税

地方交付税は、標準的な行政サービスの実施にあたり、財源が不足する地方公共団体に対し国が交付するもので、財政力の強い団体と財政力の弱い団体との財源を調整し、全ての地方公共団体が一定水準のサービスを提供することができるよう地方公共団体ごとの財源を保障するものです。

国発表の「令和4年度地方財政の課題」では、臨時財政対策債は令和2年度程度に減額するものの、地方交付税は令和3年度と同額程度を確保する見込みであり、その後は、人口減少も考慮して3年間で2%ずつ減少していくこととして推計します。

特別交付税について、過去の実績により平均値で推計します。

○国庫支出金及び県支出金

国・県支出金は、行政上の目的を果たすための特定の事業に対して、国・県から交付されるものです。過去の実績等を考慮しつつも歳出の扶助費の傾向を反映して推計します。

○譲与税・交付金

地方譲与税及び各交付金については、これまでの動きを見て、平均値または令和2年度値を参考に推計します。

○繰入金

ふるさと納税寄附金の計画的な活用のため積立基金からの繰入を計上します。

○繰越金

純繰越金は、令和3年度の現状（12月時点）から判断して計上します。

○町債

歳入歳出総額の財源調整のため、臨時財政対策債について「令和4年度地方財政の課題」を参

考に令和2年度と同額を上限と見込んで計上します。

(4) 歳出の推計条件

○人件費

令和2年度職員数を基に、定年退職年を基本とした退職・採用人数を考慮し、職員の人数の積上げによりわずかの人事院勧告を見込んで算出します。その他の人件費は、令和2年度値を基本として推計します。

○扶助費

扶助費については、これまでの傾向分析(※)により推計し、高齢化率の上昇による増加傾向はあるものの、総人口の減少や少子化なども考慮して傾向分析の結果を補正して推計します。

○公債費

令和3年度の起債見込額を含んだ償還額で推計。また、歳入で臨時財政対策債を計上したことに伴い、その償還分も計上します。(借入条件:3年据置・20年償還)

○物件費、維持補修費、補助費等、積立金、投資・出資・貸付金

物件費は、過去の実績等に基づき平均値で推計します。

補助費等は、令和元年度値を基本として推計します。

積立金は、寄附金の計上に伴い令和2年度実績値を参考にして推計します。

○繰出金

各会計への繰出し予定を想定して推計しますが、他会計への繰出金以外は、原則として見込みません。

※傾向分析とは

過去のデータの傾向をみながら、その傾向がこれまでも続くと仮定し、過去のデータの動きによくあてはまる何らかの直線あるいは曲線で傾向を示す方法で、実績値との誤差が最も少なくなる直線・曲線を微分法により数学的に求め、そのうえで将来の数値を予測する方法です。

(5) 中長期財政計画

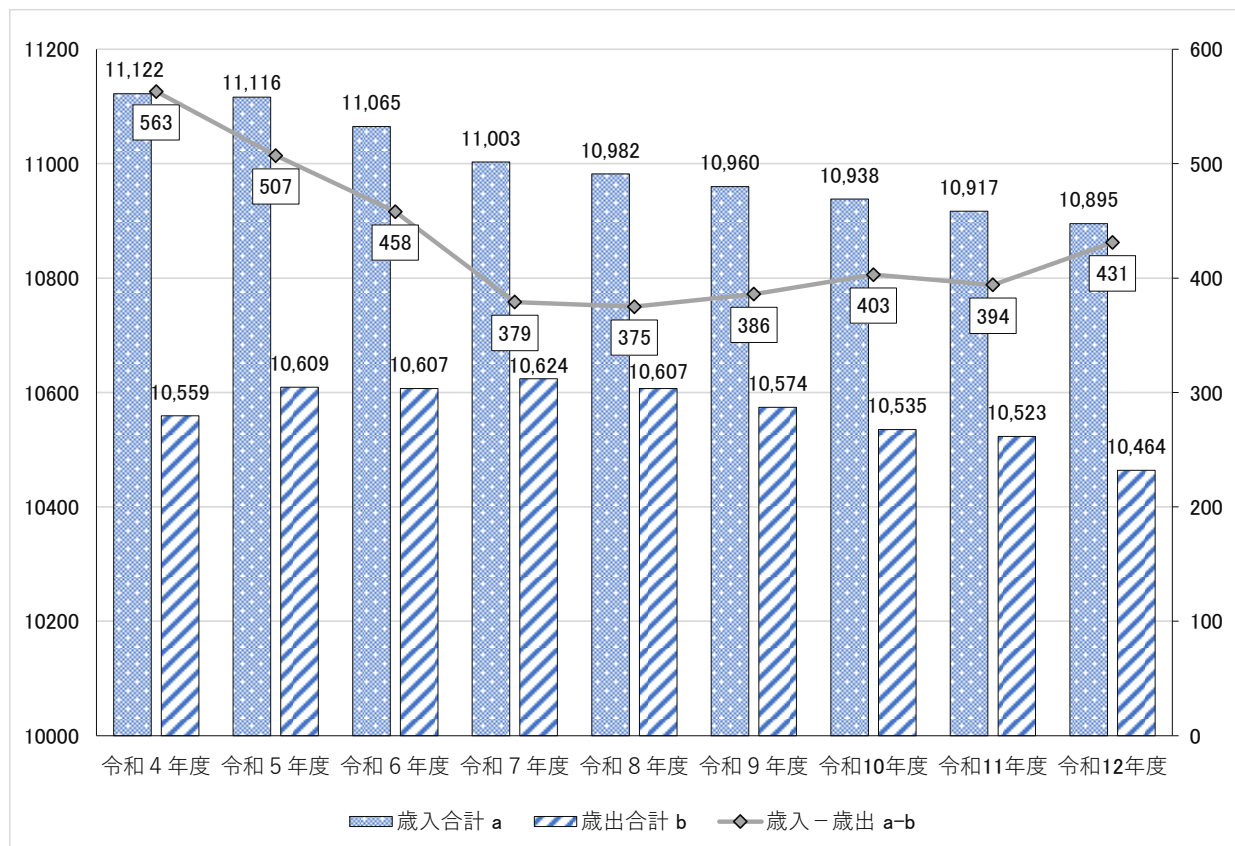
単位：百万円

区分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
自主財源	町税	3,321	3,314	3,309	3,294	3,274	3,254	3,233	3,213	3,193
	使用料・手数料	295	295	295	295	295	295	295	295	295
	その他収入	1,762	1,812	1,812	1,812	1,812	1,812	1,812	1,812	1,812
	小計	5,378	5,421	5,416	5,401	5,381	5,361	5,340	5,320	5,300
依存財源	地方交付税	2,545	2,499	2,453	2,409	2,409	2,409	2,409	2,409	2,409
	国庫支出金	871	869	868	866	865	864	863	862	871
	県支出金	837	836	836	835	835	834	834	834	833
	譲与税・交付金	1,116	1,116	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117
	町債	375	375	375	375	375	375	375	375	375
	小計	5,744	5,695	5,649	5,602	5,601	5,599	5,598	5,597	5,595
歳入合計 a		11,122	11,116	11,065	11,003	10,982	10,960	10,938	10,917	10,895

経費区分	性質別区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
経常的経費	義務的経費	人件費	2,200	2,228	2,234	2,235	2,263	2,275	2,282	2,300	2,313
		扶助費	1,658	1,654	1,650	1,646	1,643	1,640	1,638	1,635	1,633
		公債費	1,001	1,025	1,013	1,025	975	925	873	838	760
	消費的経費	物件費	2,039	2,039	2,039	2,039	2,039	2,039	2,039	2,039	2,039
		維持補修費	55	55	55	55	55	55	55	55	55
		補助費等	1,404	1,404	1,404	1,404	1,404	1,404	1,404	1,404	1,404
小計		8,357	8,404	8,386	8,366	8,340	8,327	8,303	8,306	8,261	
(予備費含む) その他経費	積立金	805	805	805	805	805	805	805	805	805	
	繰出金	1,387	1,389	1,397	1,405	1,413	1,421	1,429	1,437	1,445	
	小計	2,202	2,204	2,212	2,220	2,228	2,236	2,244	2,252	2,260	
歳出合計 b		10,559	10,609	10,607	10,624	10,607	10,574	10,535	10,523	10,464	

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
歳入-歳出 (a - b)	563	507	458	379	375	386	403	394	431

【歳入・歳出の予測と投資余力(単位:百万円)】



令和5年度以降、年度を経るごとに、歳出合計が減少し、投資余力が増加していくのは、令和3年度までの起債による償還が進んでいくことが要因です。従って、令和4年度以降に投資的事業の実施に伴い新たな地方債の借入れを行えば、その元金・利子の償還により差額(投資余力)は減少していくことになります。

普通建設事業費については、事業の費用対効果や優先順位を十分に検討し、実施していかなければなりません。従って、公共施設及びインフラ施設全体のマネジメントについての全体計画として位置づけられる「養老町公共施設等総合管理計画」(平成29年度から令和8年度まで、令和3年度に改訂)と各施設の状況に応じて策定される個別施設計画を基に管理し、予算に反映していく必要があります。

また、普通建設事業費の主な財源となる地方債については、財政支出と財政収入の年度間調整や世代間負担の公平を調整する機能があるため、有効な財源となりますが、財政構造の弾力性を確保し、健全な財政運営に資するためには後年度における財政負担の軽減を図っていくことが不可欠ですので、事業の適債性や充当率、交付税措置などについて、慎重に判断する必要があります。

III 財政運営の方向

1. 財政の持続可能性の確保

社会保障と税の一体改革の影響や少子高齢化社会の進展などにより、地方財政を取り巻く環境は、厳しい状況が加速していくものと予見されます。

しかしながら、セーフティネットをはじめとする必要不可欠な公共サービスの提供や社会基盤の整備は、基礎自治体として町民に果たすべき責務でもあります。

この責務を果たすべく、各年度において見込み得る収入の範囲内での支出を心がけるなど、健全な財政運営に努める必要があります。

<養老町まちづくりビジョンと第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な推進>

養老町まちづくりビジョンと養老町総合戦略に基づく町域全体計画の着実な実行と展開を図ることは、町の活力の維持・増進を意味するものでもあります。そのためには、施策の選択と集中による財源の効果的な活用と住民参画・地域資源の活用・持続可能なまちづくりの推進が重要であることから、常に政策の効果を検証し、PDCA サイクルにより見直していくことが必要です。

養老町まちづくりビジョン	
まちづくりの基本理念	「人と地域を結ぶまちづくり」
まちの将来像	「人があつまり 楽しく生きがいのあるまち」
施策の大綱	魅力あふれる地域づくり
	未来を担う人づくり
	安心・安全な生活基盤づくり
	活力あふれる基盤づくり
	行政経営機能の強化

養老町第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略	
まちづくりビジョンと共通した施策体系により基本的視点を定める	
基本的視点	①多様な主体が参画し、関係人口の拡大をめざす
	②地域の魅力を活かしたまちづくりをめざす
	③持続可能なまちづくりを推進します

<経済性・効率性の推進=収支の均衡>

庁内にあっては、それぞれの経営資源の所管が分散していることから、機動的・効果的な運用体制の整備や庁内横断的かつ戦略的な事務事業への支援が必要となってきます。

また、事務事業の実施に当たっては、現場に即した庁内分権化や一層の経済性・効率性を進めていく必要があります。

<将来負担の適正化=将来への責任>

各種財政指標を考慮し、地方債の新規借入れを慎重に行わなければ、町債残高、公債費ともに増加し、将来世代への負担が増加することとなります。

2. 財政運営の原則

【収支均衡の原則】

本計画は、総合戦略に対応する財源計画の位置づけではないものの、今後の総合戦略に基づく実行計画事業の見直しや改善などをはじめ、毎年度の予算編成等を行う過程において、町が持続可能で安定的な財政運営を行っていくための指針となるものであり、事務事業の選択と効果的な実施により、まずは収支の均衡を図る必要があります。

【弾力性確保の原則】

歳入面では、町税や地方交付税などの一般財源を確保し、自主財源拡大のための施策の推進や受益者負担の見直しなどを行うとともに、歳出面では、セーフティネットを堅持しながら、義務的経費など容易に削減できない経費であっても、各種制度の根本的な見直しを検討しながら経費を一定水準に抑えるように努め、行政裁量のある部分や事業については、縮小や削減、廃止も視野に入れて検討するなど、歳出構造が社会経済情勢の変化に対応しうるような弾力性を有するものにしなければなりません。

●目安となる財政指標：経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を表しており、人件費、扶助費、公債費などの経常的な経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税などの経常的な収入がどの程度充当されているかを比率で示しています。この比率は、おおむね 80%未満であることが理想とされていますが、80%台前半の数値を目標に改善するように努める必要があります。【令和 2 年度決算：86.6%】

【長期財政安定の原則】

さらに、町債残高の管理を徹底して町の将来的な負担を適正な水準にとどめるとともに、年度間の財源調整のために必要な基金残高を確保するなど、長期的な視点に立って健全性を確保する必要があります。

●目安となる財政指標：将来負担比率、実質公債費比率

将来世代の負担を軽減するためには、計画的な基金（貯金）への積立てを行うことにより安定的な財政運営を進めると同時に、投資的経費に基づく起債（借金）抑制し、現在の将来負担比率及び実質公債費比率を維持ないし減少させていくように努める必要があります。

【令和 2 年度決算：将来負担比率 71.2%、実質公債費比率 7.4%】

【協働のまちづくりの原則】

このような基本原則を踏まえた財政運営を行いつつ、行政水準を適正に確保していくことが求められます。少子高齢化や新型コロナウイルス感染症を契機とする生活環境の様々な変化によって国や地方自治体の姿も変わりゆく中、町の将来像の実現を図るためには、町民と行政が町の財政状況を理解し、町民主体の地域づくりと行政による支援のあり方について共に考えることが求められます。

3. 今後対応すべきこと

今後は、以下のような社会状況の変化にも対応していかなければなりません。

(1) 安全性の確保

近年では、台風や豪雨による災害など、各地において大規模でさまざまな自然災害が発生しています。さらに、南海トラフの巨大地震が今後 30 年以内に起きる確率は「80%程度」とされており、防災、安全・安心のまちづくりに対する関心は高くなっています。

このため、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が制定され、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた取組が進められています。

本町においても、自然災害から町民の命と財産を守るための取組は、一層の重要性を増しているところであり、町域の強靱化と普段からの防災・減災対策を進めていく必要があります。

(2) さまざまな諸課題の顕在化への対応

本町におけるこれからの 10 年間は、人口減少が進み、高齢者人口がピークを迎えていく時期にあたります。この時期は、少子高齢社会の進行が及ぼす主要産業への影響をはじめ、地域コミュニティをめぐるさまざまな諸課題が顕在化してくることが予見されます。

具体的には、人口構造の変化やインフラの老朽化等は、町税収入の減少をはじめ、地域活動や事業推進の担い手の不足、それらが及ぼす地域経済へ影響など、さまざまな内政上の課題を顕在化させることとなります。

このため、将来のあるべき姿を描き、その姿から逆算して、現在から何をすべきかという視点から、これからの対応を実施していくことが必要になります。

他方で、Society5.0 の到来をはじめとする技術の進展、ライフコースや価値観の変化・多様化は、施設運営や行政サービスなどの資源制約等の現れ方を変える可能性があります。

今後の行政運営は、過去からの延長線ではなく、今後、現れてくる変化・課題とその課題を克服する姿を想定した上で、現時点から取り組むべき方策を整理する視点が重要であり、地域社会を取り巻く環境が大きく変容していくなかにおいて、豊かで多様な価値観を背景とする住民の暮らしを持続可能な形で支えていくことが求められます。従って、現状改良の視点だけでなく、新しいイノベーションを旺盛に取り入れていかなければなりません。

また、そのためには、限られた資源を巡る過度な競争によりさまざまな主体間に分断を生じさせるのではなく、新たな技術を基盤として、各主体の持つ情報を共有し、資源を融通し合うこと等により、組織や地域の枠を越えて多様な主体が連携し合うネットワーク型社会を構築していくことが重要になります。

本町は、住民に最も身近な基礎自治体としての役割を果たすため、今後の変化やリスクに的確に対応し、持続可能な形 (SDGs の視点) で行政サービスを提供していくことが最重要であると考えます。

その際、議会、住民に加え、コミュニティ組織、NPO、企業等の地域社会を支えるさまざまな主体が、資源制約の下で何が可能なのか、どのような未来を実現したいのか議論を重ね、ともに、新しい将来

のビジョンを共有しながら総合戦略の推進にあたっていかなければなりません。

(3) 社会のデジタル化への対応

新型コロナウイルス感染症の世界的流行(パンデミック)によって、感染拡大防止のために国内の経済社会活動は抑制を余儀なくされ、個人消費の落ち込みは、2008年のリーマンショックをはるかに上回る規模となって、本町の産業にも大きな影響を及ぼしています。

加えて、人口・産業の集積する大都市圏における感染拡大は、人口の過度の集中に伴うリスクを浮き彫りにするとともに、デジタル技術の可能性を再認識させています。

感染拡大防止のためには、“「3つの密」を徹底的に避ける”、“手洗いや人と人との距離の確保など基本的な感染対策を続ける”、“テレワーク、時差出勤、ウェブ会議などで接触機会を減らす”、などの「新たな生活様式」を実践していくことを徹底していく必要があります。

一方で、感染拡大を恐れるあまりの行き過ぎた行動は、地域内や地域間における分断を生じさせかねない危険性をはらんでいます。そのような中、困難に直面している人や医療提供体制の確保に対する生活支援等の社会機能の維持が継続的に行われる必要があります。町民の安心な暮らしや地域の経済活動を支える地方自治体が、地域の実情に応じた判断を主体的に行い、技術の活用や地域の多様な主体との連携を図りながら必要な行政サービスを提供すること、そして、雇用の維持・確保や地域経済の復興について、国・県・他自治体と協力して対応することが極めて重要となっています。

他方、感染拡大のリスクに対応して、テレワーク、オンラインでの面会、ウェブ会議といったデジタル技術を活用した人とのつながりが、経済、医療、教育をはじめさまざまな分野において社会経済活動の継続に大きな効果を発揮する可能性を示しています。

これにより、距離、組織、年齢、性別等の壁を越え、人や組織、地域がデジタル技術を活用してつながり合うデジタル社会の可能性が広く認識されるに至っています。

社会のデジタル化は、地域における多様で柔軟な働き方の実現につながるなど、感染症収束後の「新たな日常」においても一層重要となります。

4. 留意すべき事項

(1) まちづくりビジョンのPDCAとBPR

前述のまちづくりビジョンの着実な推進とセーフティネットの堅持のためには、業務の見える化と働き方改革は欠くことのできない要件ですが、「業務が見える化されている」という状態は、作業手順や業務プロセスの流れがマニュアルとして明確に存在し、それに伴い業務の問題点がハッキリと把握できる状態を指します。業務改善という観点から考えると見える化はとても重要で、業務が属人化（特定の人しかできない状態）してしまうと生産性が低下し、業務改善が困難になってしまいます。オフィスワークでは仕事が属人化していることが多々あります。特定の人しか分からないプロセスは、その人がいないと誰もカバーすることができず、仕事が止まってしまいます。

また、属人化させてしまっている人が他の人にその仕事をきちんと教えることができなかつたり、自分では改善ができなかつたりします。それは、属人化させてしまっている人がそれほど意識しなくても処理をしているプロセスが存在していたり、自分では当たり前すぎて気づかないことがあつたりすることから起こります。仕事を標準化し共有してチーム力を高めるためには、属人化しているプロセスを明らかにすることが必要です。

業務量を把握するということは、当該業務にかかる工数をカウントするだけでなく、そのプロセスを把握し、プロセスにおける課題を解決していくことによって業務改善と業務のイノベーションにつなげていくことができます。

従って、業務の見える化は、「働き方改革」にもつながるものと捉えられます。

(2) 業務量調査の活用

● 「業務処理上の問題点・課題発見及び解決」

● 「業務の効率化・標準化」

● 「部署間の業務量の平準化」

● 「業務種別とその内容に応じたアウトソーシング」

● 「職員配置や組織改編」



**BPR「ビジネスプロセス・リエンジニアリング」
(Business Process Re-engineering) への展開**



自治体改革への足掛かり

(3) BPRについて

BPRの発想が生まれた背景には、専門化され、プロセスが分断された分業型組織への反省があります。このような組織は一般的な傾向として、各組織が自らの責任を果たすことだけに注力します。その結果、全体最適が犠牲にされることは問題とされず、様々な非効率が発生します。組織をまたいで業務が受け渡されるたびに繰り返される点検などはその典型です。

このような状況を根底から改革しようとするアプローチがBPRです。①組織が共通に目指すことのできる目標(中長期的事業戦略や住民のニーズが使用されることが多い)設定、②トップダウンによるプロジェクト組成、③既存の枠組みにとらわれないゼロベースの思考、④ITの積極的活用、⑤担当者への権限委譲などにより、目標に向かった全体最適を追求していくのが特徴です。

業務量調査は、このBPRの基礎情報となります。今後の事務のあり方と住民サービスの関係を考えて場合、事務量をデジタル化(AI・RPA)などで減少させ、そこで得られる人力を対人サービスに向け、住民生活のセーフティネットを堅持していくことが必要と考えられます。

【業務量調査から現代的なBPRへの展開】

